

令和8年度 入札・契約、総合評価の実施方針

〔コンサルタント業務等〕

令和8年4月



国土交通省 関東地方整備局

＜令和7年度 実施状況＞

1. 令和7年度 入札・契約手続きの実施状況…………… 2

＜令和8年度 実施方針＞

2. 令和8年度 入札・契約手続きの実施方針…………… 10

品質確保と担い手の育成・確保

○働き方改革、担い手確保・育成

新規① 地域企業の受注機会拡大（地域企業参加型JV評価の導入）【R8.8～】

見直し① 拡大型プロポーザルにおける実施手順の効率化【R8.8～】

新規② 若手・女性技術者の活躍を評価【R8.8～】

○技術力による選定、品質の確保・向上

見直し② 業務成績評価の評価区分の細分化【R8.8～】

見直し③ 業務成績評価の上限値・下限値を変更【R8.8～】

見直し④ 技術審査段階における条件明示チェックシートの提示【R8.8～】

見直し⑤ 履行確実性評価、低入札価格調査における対象業務の拡大【R8.4～】

見直し⑥ 賃上げを実施する企業に対する加点措置【R8.4～】

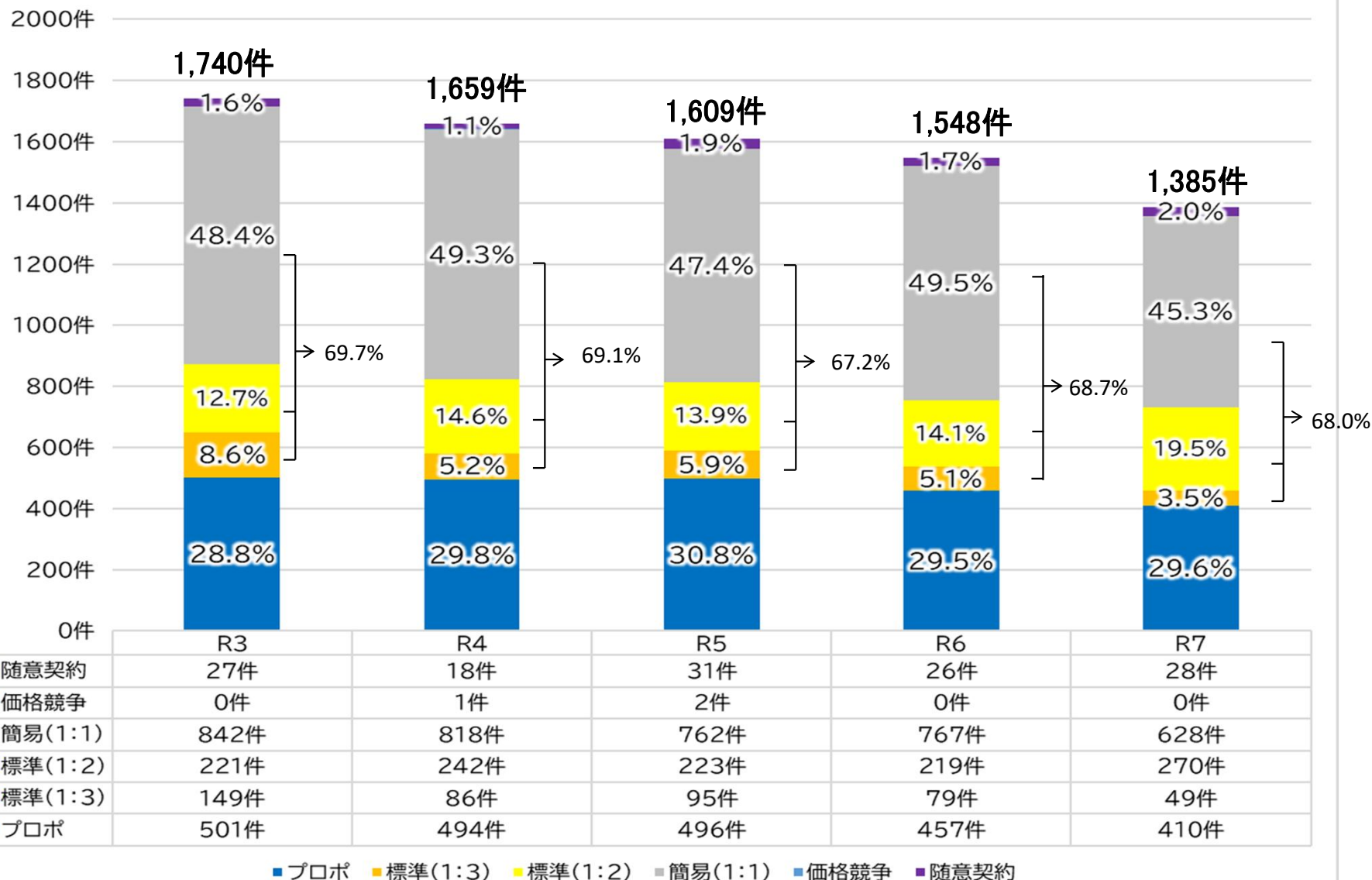
3. 令和8年度 入札・契約手続きの実施方針 継続項目…… 23₁

1. 令和7年度 入札・契約手続きの実施状況

1-① コンサルタント業務等の契約件数の状況(契約方式別)

- 令和7年度の実施状況は、プロポーザル方式が約3割、総合評価落札方式が約7割で実施。
- 地整独自の取組で価格競争は災害復旧業務のみ活用、本省の発注方式選定表の価格競争方式を総合評価落札方式(簡易型1:1)で運用。

(単位:件)

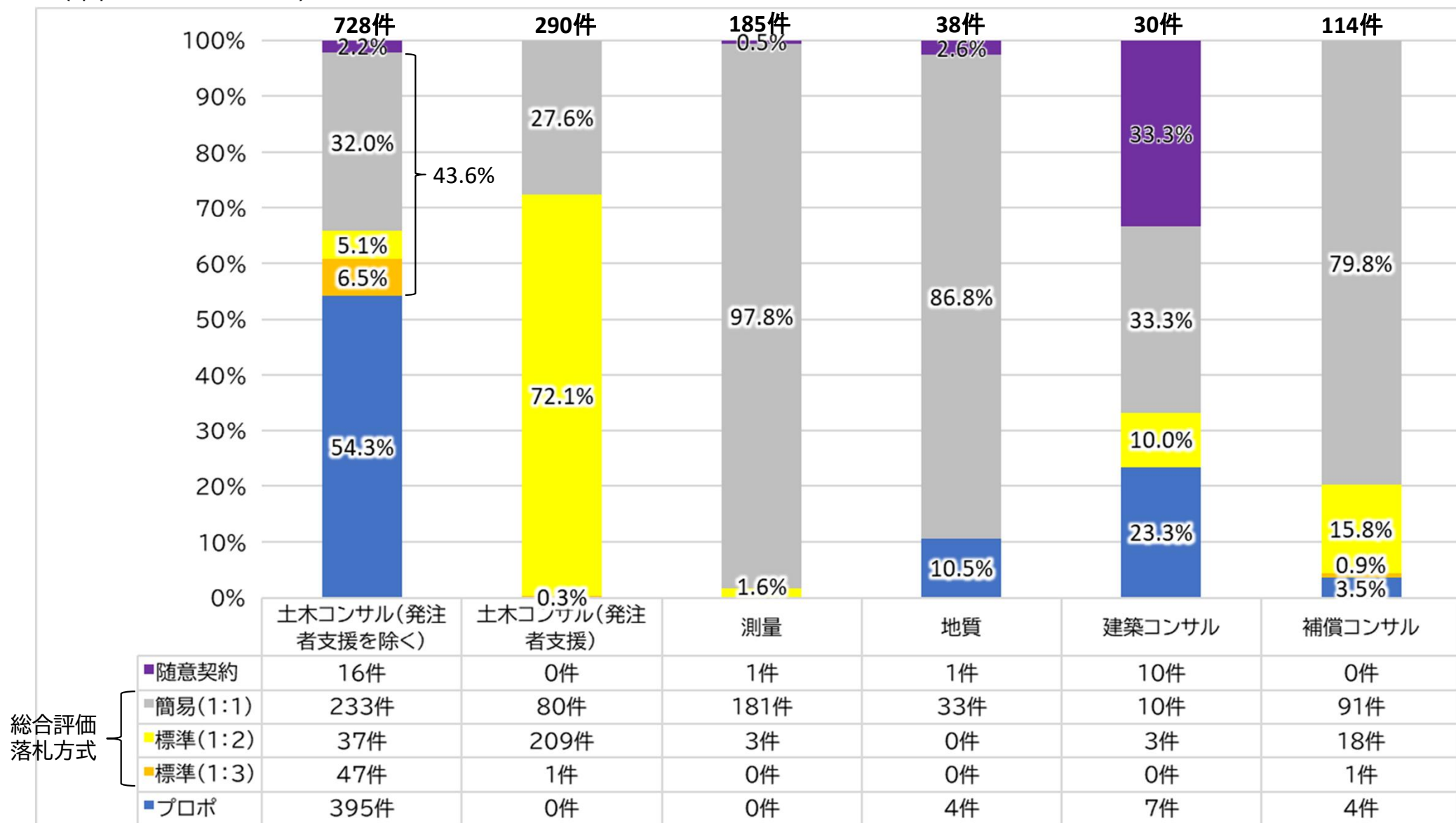


※ 予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を含む。R3～R6年度は3月末時点。R7年度は、12月末時点。

1-② 令和6年度 コンサルタント業務等の契約件数の状況(5業種)

- 土木コンサル(発注者支援除く)はプロポーザル方式が約57%、総合評価落札方式が約46%
- その他の4業種は、総合評価落札方式の契約が多い傾向

(単位:パーセンテージ)



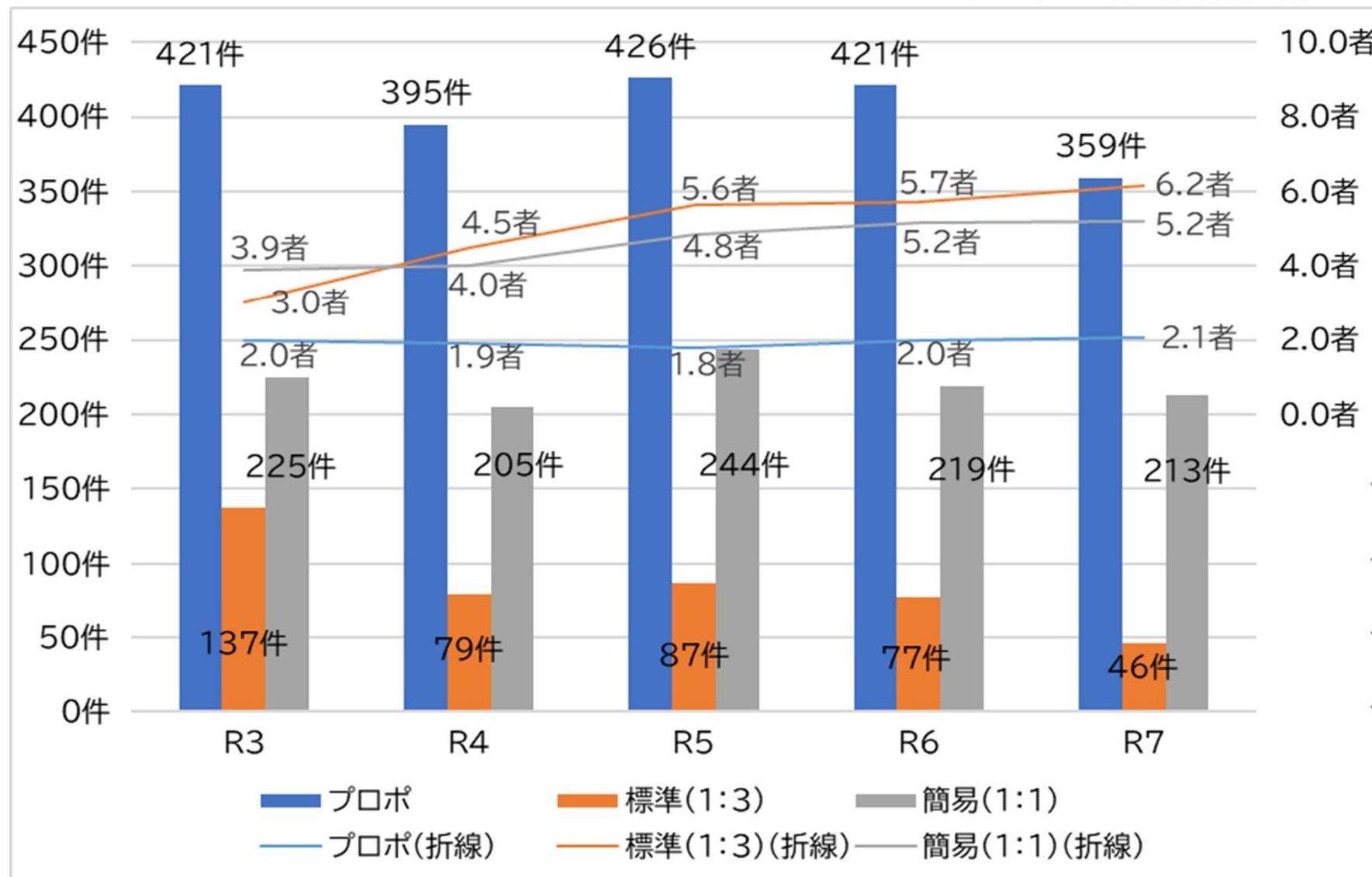
※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を含む。令和7年12月末時点。

1-③ コンサルタント業務等の契約状況(土木コンサル)

○契約方式別ー土木コンサルー平均入札参加者数については、概ね横ばいで推移しているが、プロポーザル方式の技術提案書提出者数は増加が望ましい。

(単位:件数)

単位 : 技術提案書提出者数(プロポーザル方式)
平均入札参加者数(総合評価落札方式)



※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を除く。R3～R6年度は3月末時点。R7年度は、12月末時点。

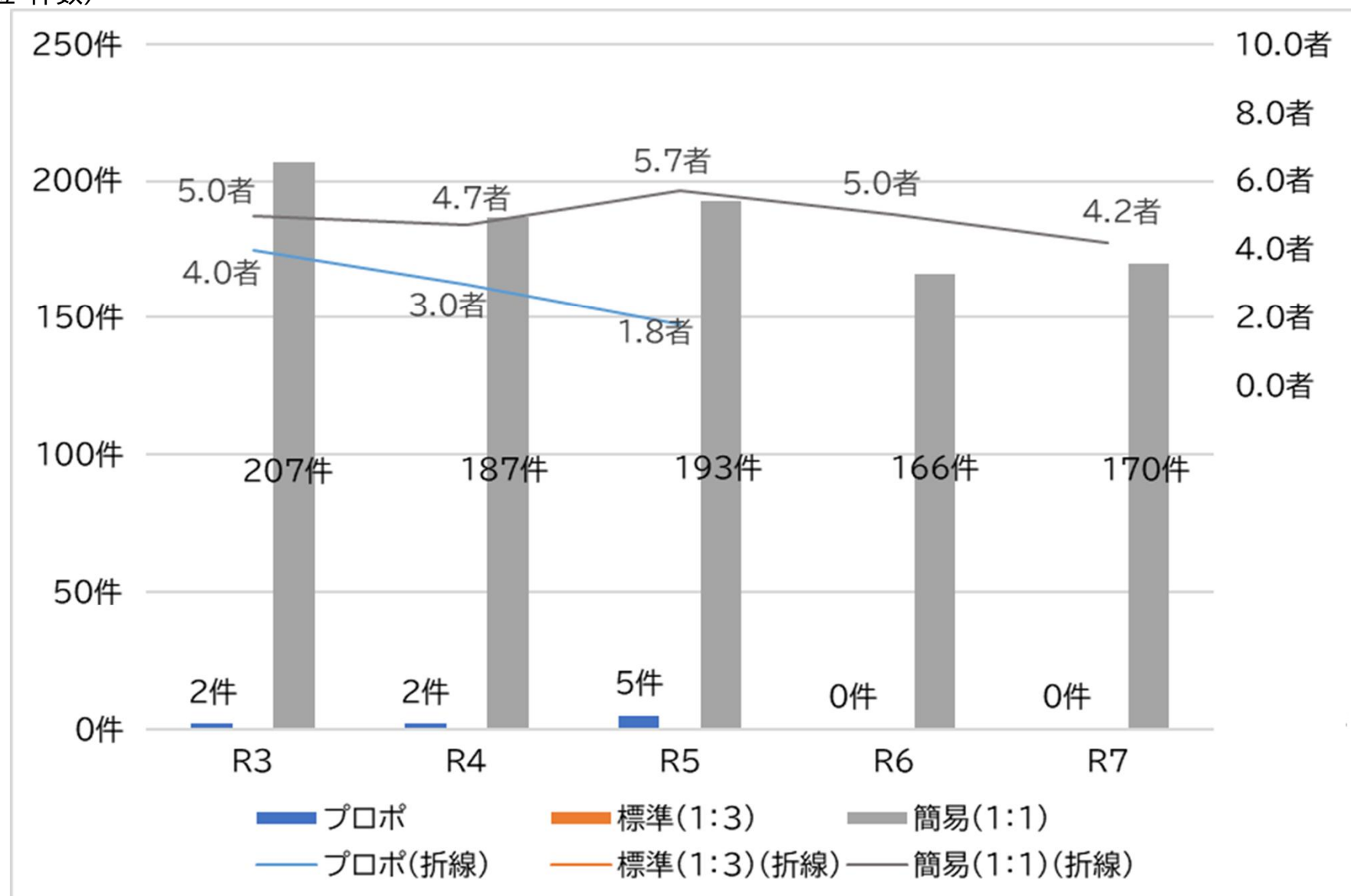
単位は、プロポーザル方式については、技術提案書提出者数。総合評価落札方式については、平均入札参加者数。

1-④ コンサルタント業務等の契約状況(測量)

○契約方式別ー測量ー平均入札参加者数については、概ね横ばいで推移。

(単位:件数)

単位 : 技術提案書提出者数(プロポーザル方式)
平均入札参加者数(総合評価落札方式)



※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を除く。R3～R6年度は3月末時点。R7年度は、12月末時点。

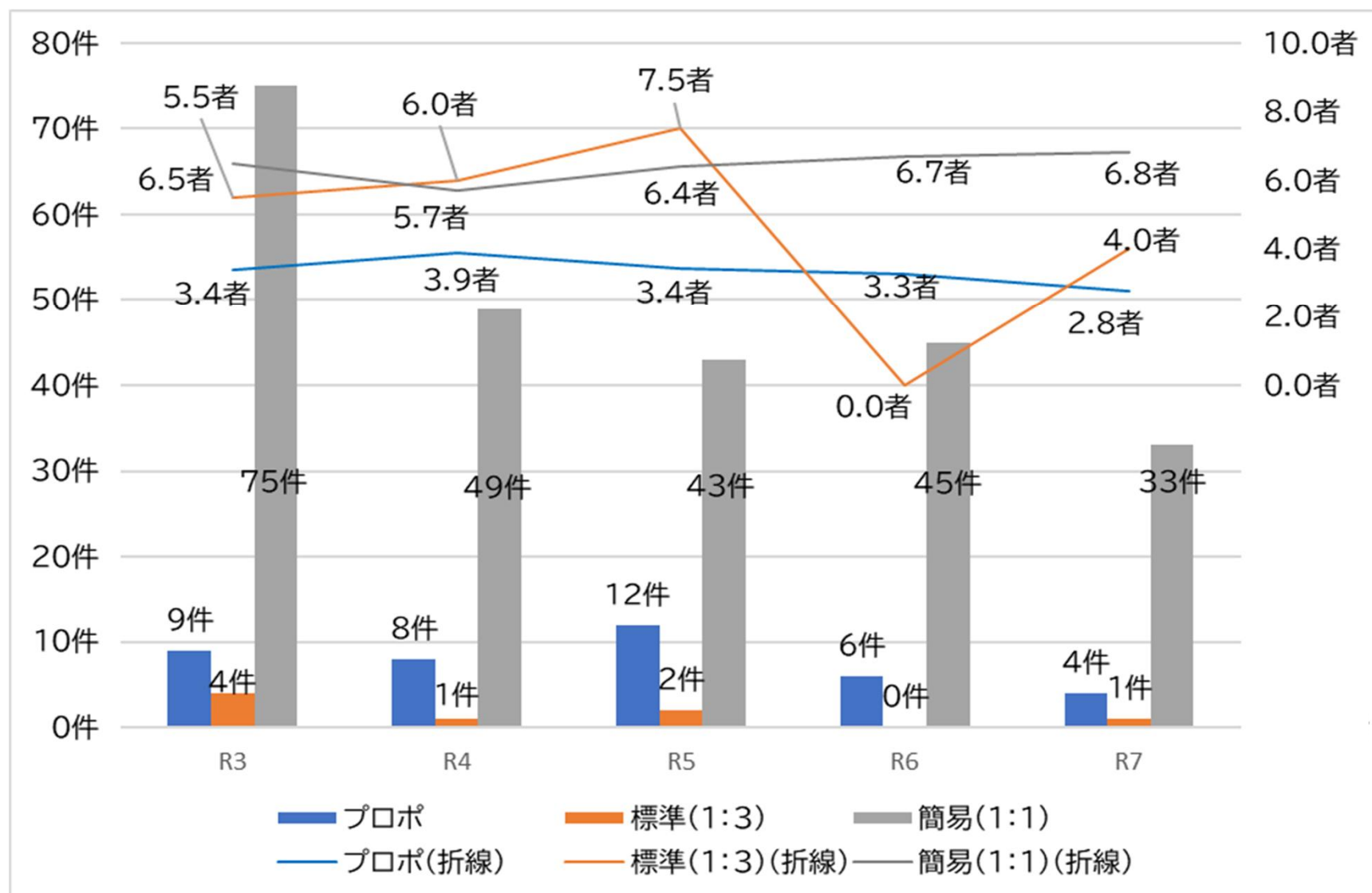
単位は、プロポーザル方式については、技術提案書提出者数。総合評価落札方式については、平均入札参加者数。

1-⑤ コンサルタント業務等の契約状況(地質)

○契約方式別―地質―平均入札参加者数については、概ね横ばいで推移しているが、プロポーザル方式の技術提案書提出者数は増加が望ましい。

(単位:件数)

単位：技術提案書提出者数(プロポーザル方式)
平均入札参加者数(総合評価落札方式)



※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を除く。R3～R6年度は3月末時点。R7年度は、12月末時点。

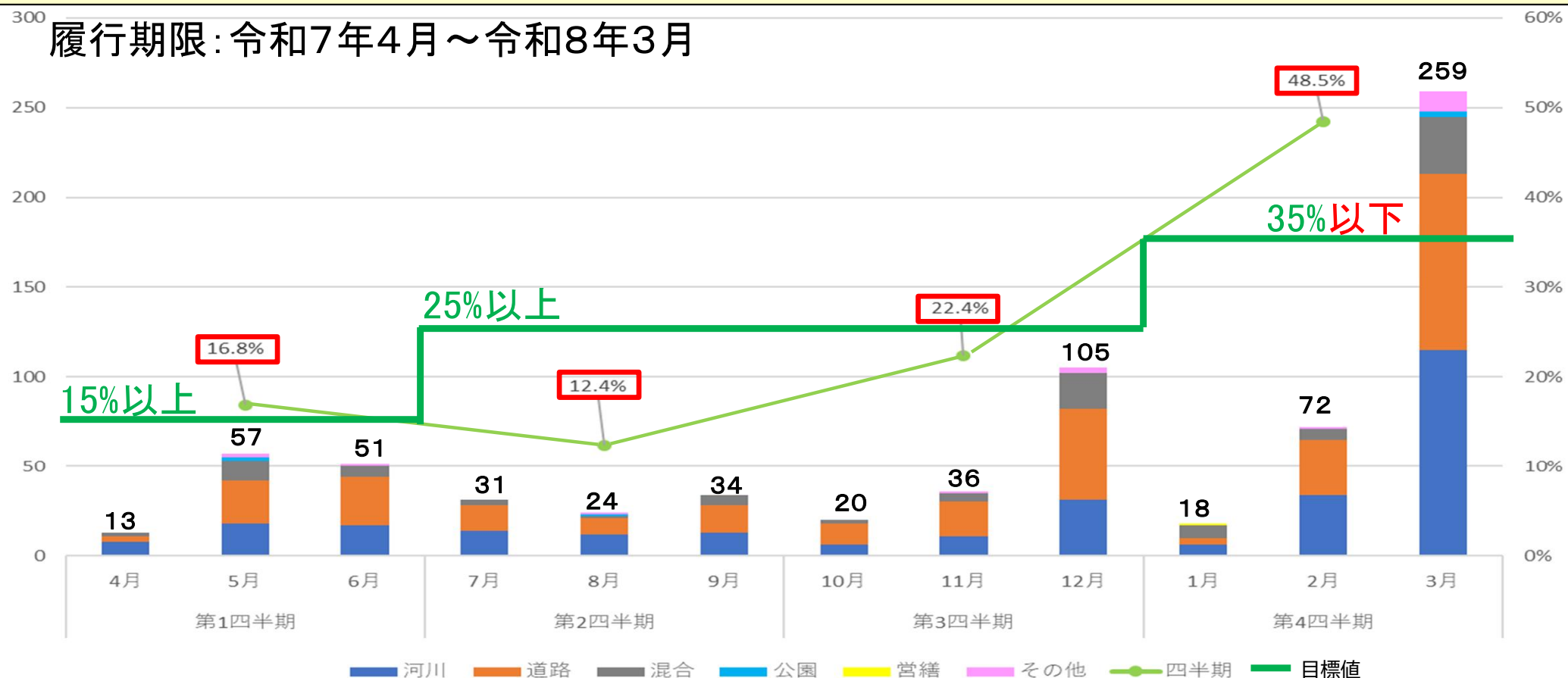
単位は、プロポーザル方式については、技術提案書提出者数。総合評価落札方式については、平均入札参加者数。

1-⑥ 履行期限の平準化(令和7年度実績-精査中-)

令和7年度における業務における履行期限の平準化率

精査中

履行期限: 令和7年4月～令和8年3月



時期	平準化		
	①全件数	②該当件数	②÷①
第1四半期	720	121	16.8%
第2四半期	720	89	12.4%
第3四半期	720	161	22.4%
第4四半期	720	349	48.5%
合計		720	
国債・翌債	1411	367	26.0%

■平準化率3業種(発注者支援、通年業務を除く)

① : 『令和7年度 業務稼働件数(令和7年度内に完了する業務)』

② : 『令和7年度 四半期毎に履行期限となる業務件数』

□翌債・国債率

① : 令和7年度に契約する業務件数』

② : 『国債・翌債・平準化国債債務等の業務件数』
(令和8年度以降の工期末業務)』

2. 令和8年度 入札・契約手続きの実施方針

2-① 入札・契約制度に関する動向と意見

○労働基準法の改正、施行(平成31年4月)

・今般働き方改革の一環として労働基準法が改正され、時間外労働の上限や有給休暇の取得義務が法律に規定

○「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」の公布・施行

・公共工事に関する調査等(測量、地質調査その他の調査(点検及び診断を含む。))及び設計)について広く本法律の対象として位置付け(令和元年6月)
・担い手の確保のための働き方改革・処遇改善、地域建設業等の維持に向けた環境整備の改正、新技術の活用等による生産性向上、
公共工事等の発注体制強化 (令和6年6月)

○改正品確法を踏まえた「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の改正(令和7年2月)

○改正品確法の理念を実現するため「全国統一指標、関東ブロック独自指標の目標値」決定(令和7年12月)

・測量、調査及び設計(業務)の指標
全国指標 : ①地域平準化率(履行期限の分散)、②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)
関東ブロック独自指標: ③ウィークリースタンスの実施(履行状況の確認)

■ 業団体等からの主な意見(令和7年度)

- 履行期限(納期)の平準化と履行期間の確保
- 実施結果を踏まえたワークライフバランス改善取組を継続
- 若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成のための入札・契約制度の継続、就業環境の整備
- 国土交通省業務実績のない地域コンサルタントの参入拡大による技術力向上が図れる仕組みの活用促進。
- 地域性の高い業務について対象地域の本店・支店・営業所の有無による評価及び災害協定締結の有無の評価
- DX環境の整備推進

■ 発注者の取組

- 平準化の取組、地域平準化率(履行期限の分散)
- ワーク・ライフ・バランスの推進・拡大
- 若手・女性技術者の活躍を評価
- 国土交通省業務実績のない地域コンサルタントの参入機会の確保(実施能力評価拡大型の見直し)
- 若手技術者の育成を目的とした入札・契約制度の改善
- インフラ分野のDX推進・拡大

令和8年度入札・契約、総合評価の実施方針に反映

実施方針改定のポイント

- 働き方改革、担い手確保・育成
- 技術力による選定、品質の確保・向上

2-② 入札・契約制度に関する取組の実施状況

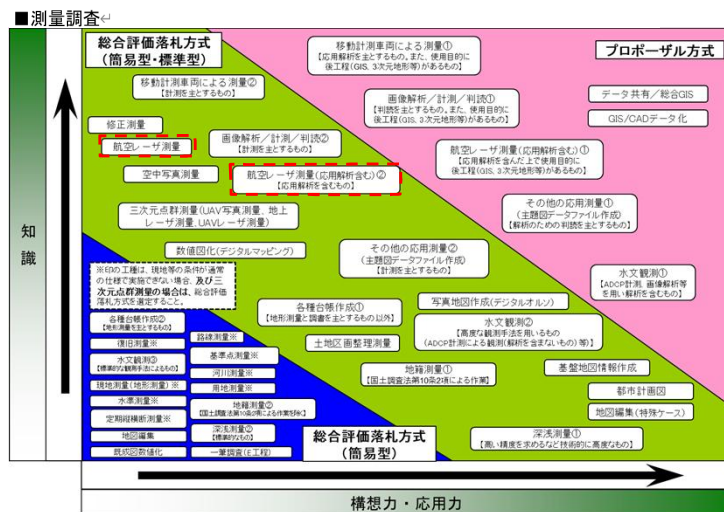
施策・取組の目的	名称	概要	令和7年度の取組状況	令和8年度の対応
働き方改革 (受発注者の負担軽減、 事務手続きの効率化)	拡大型プロポーザル方式	参加表明書と技術提案を同時に提出させ、審査を特定段階の1段階とする方式。	試行実施中	継続(手続きを見直し)
	総合評価落札方式 (簡易型1:1) 実施能力評価型	技術提案書の記載内容(実施方針、技術提案等)を簡素化して評価する方式。	試行実施中	継続
	技術者評価重視型	評価テーマを設定せず、配置予定技術者の「業務成績」、技術提案の「実施方針」を重視して評価する方式。(ヒアリングも省略)	試行実施中	継続
担い手確保・育成	拡大型プロポーザル方式の実績要件緩和	実績が少ない業務でより高い技術力を有する企業の参加を促すことを目的として、「同種・類似業務実績」に代えて、評価テーマの技術提案の内容を裏付ける「技術的経験」を求める方式。	試行実施中	継続
	自治体等の受注実績を評価する 試行	自治体実績を直轄実績と同様に評価したり、企業・技術者評価の影響を緩和し、実績のない(少ない)地域企業の入札参入を促す方式。	試行実施中	継続
	災害協定等に基づく活動実績の 評価	災害時の活動実績等の地域貢献を評価し、地域企業の技術力向上と参入機会の確保を促す方式。	試行実施中	継続
	地域要件の設定 (本店縛り)	企業の本店を一定地域内に有することを参加要件としたり、当該地整の業務成績を優位に評価し、地域企業の参入・受注機会を確保する方式。	試行実施中	継続
	地域企業参加型JVの評価	地域企業(本店)と設計共同体を構成した参加表明者を評価し、地域企業の受注機会を拡大するとともに、地域企業の育成、確保を促す方式	—	新規(評価項目を追加)
	ワークライフバランス等を推進する 企業を評価	ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として、法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業に加点評価	試行実施中	継続
	若手・女性技術者の活躍を評価	『若手・女性技術者奨励賞』を受賞された技術者を加点評価。	試行実施中	継続(対象業務を追加)
	若手技術者の活用を評価	若手技術者の育成を目的として、配置技術者の年齢が一定年齢以下の場合に加点評価する方式。	試行実施中	継続
	総合評価落札方式 (簡易型1:1) 実施能力評価拡大型	受注実績が無い企業の参入機会の確保及び不調対策を目的として、企業・技術者の実績評価を緩和し技術的課題を評価する方式。	試行実施中	継続
その他 (技術力・生産性・ 品質向上)	組合せ加点 (国土交通省登録技術者資格)	技術士・博士の資格に、業務内容に応じて高い専門力を有する「国土交通省登録技術者資格」と組合せて加点する試行を実施。(本省試行)	試行実施中	継続
	賃上げを実施する企業に対する 加点措置	「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を入札参加者から提出を受けたことをもって評価。	運用中	継続(加点措置を見直し)
	継続教育取組実績の評価(発注 者支援業務)	市場化テストも終了し、発注者支援業務等の品質確保の観点から、継続教育を行い技術の研鑽に取り組んでいる管理技術者について継続教育取組実績CPDの取得状況に加点評価。	試行実施中	継続
	インフラ分野のDXに係る優れた 取組を評価	公共工事等の品質確保や生産性向上等、建設生産プロセスの高度化に関する取組を評価する表彰された企業に加点評価	試行実施中	継続

【概要】地域企業(本店)と設計共同体(JV)を構成した参加表明者の評価において加点を行う。【R8.8～】

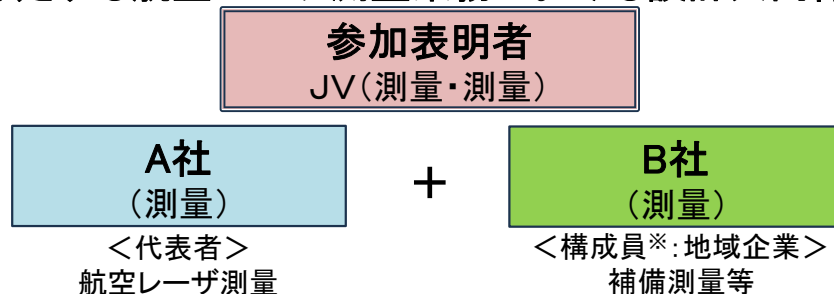
- 地域の守り手である地域企業の受注実績の拡大と技術力向上・育成、担い手確保を目的に、航空レーザ測量を実施する業務について、地域企業※と設計共同体を構成(地域企業参加型JV)した場合に評価を行う試行を導入する。
- 一定地域内における地域企業※の「本店」の有無を評価する「地域要件の設定(地域精通度)」を試行

※設計共同体(JV)の構成員のうち、代表者である企業以外の構成員に限る。

(参考)再委託と設計共同体の違い

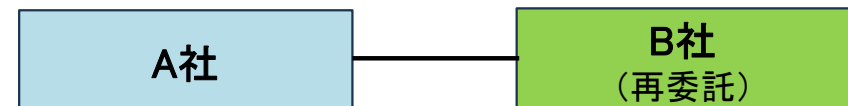


○想定する航空レーザ測量業務における設計共同体



※設計共同体(JV)の構成員のうち、代表者である企業以外の構成員

○再委託(下請け)の場合



※B社は国等の発注する業務でも実績として認められない

○設計共同体(JV)の場合



※B社が担当した業務内容は国等の発注する業務の業務実績として認められる

地域企業参加型JVでは、
地域企業の活用が図られ技術力向上に繋がる

【参考】「地域要件」の設定と「地域性」の評価に関する試行状況

継続	参加資格 (地域要件)	○指定エリアにおける本店・支店・営業所の有無を参加資格要件とする ○○○に本店がある ○○○に支店・営業所がある 上記以外は指名しない
----	----------------	---

資格

総合評価落札方式で発注する業務において、十分な競争性が確保できる場合、必要に応じて**参加資格要件**として設定

評価

総合評価落札方式の**「入札参加者を指名するための基準」**で評価

継続	地域性 〔地理的条件〕	○指定エリアにおける本店・支店・営業所の有無を評価 (「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地理的条件」) ○○○に本店がある ○○○に支店・営業所がある 上記以外(加点なし)
継続	地域性 〔地域貢献度〕	○指定エリア内における災害活動実績を評価 (「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地域貢献度」) ○○事務所(発注事務所)における災害活動実績がある ○○事務所(発注事務所)管内災害活動実績がある 関東地整管内における災害活動実績がある 上記以外(加点なし)

今回
追加

新規	地域性 〔地域精通度〕	○設計共同体(JV)の構成員について地域企業(本店)の有無を評価 (「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地域精通度」) <u>設計共同体の構成員のうち、代表者である企業以外の構成員について地域企業(○ ○県内【適宜設定】に本店がある企業)と設計共同体を構成している。</u> 上記以外(加点なし)
----	----------------	--

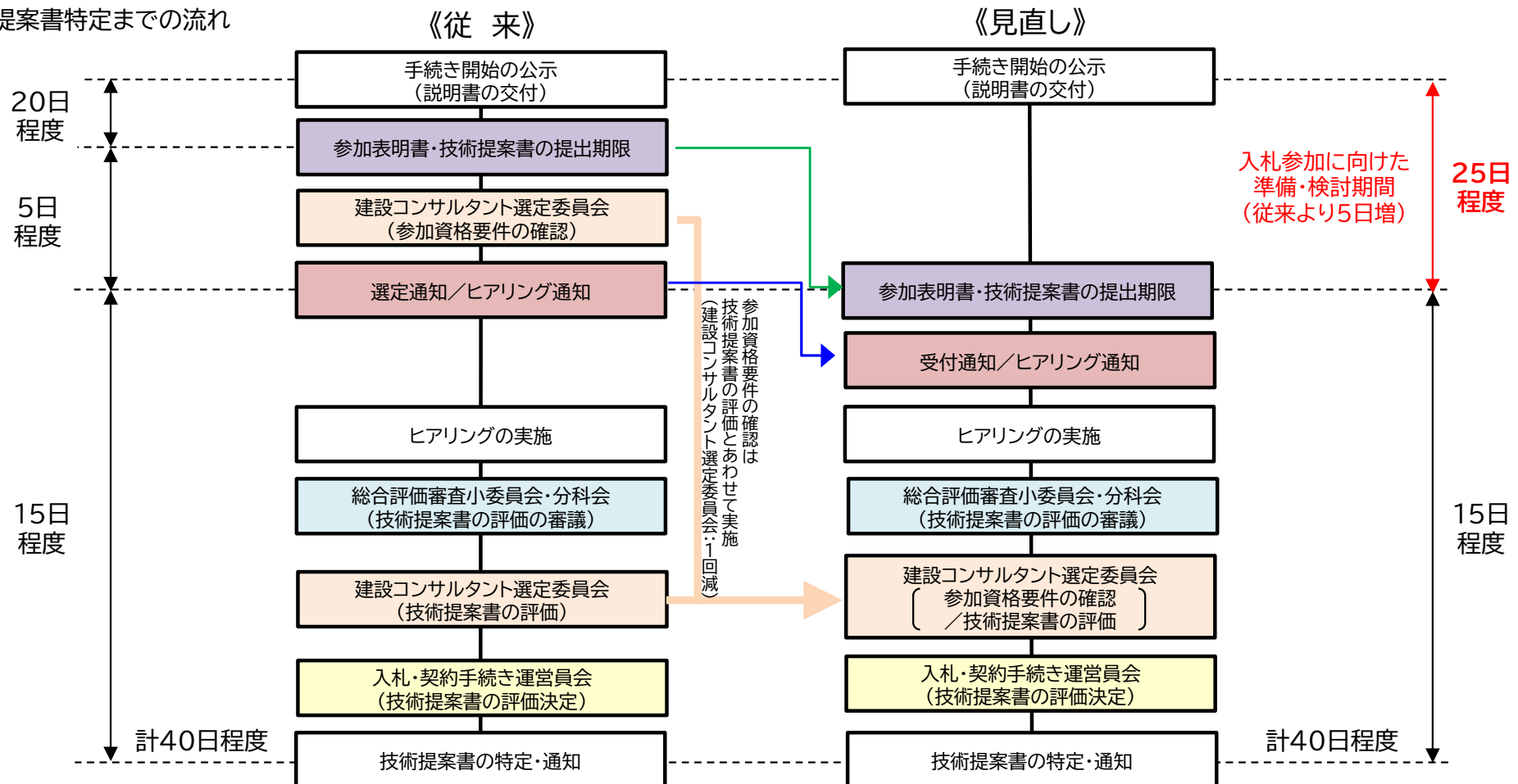
【趣旨】 評価・審査の効率化、入札参加にかかる作業の負担軽減、競争性の確保(1者応札対策)

【対象】 簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式(準じた方式を含む)で発注する業務

【概要】 幅広く技術提案を求めた方が成果の品質向上を望める場合(特殊な業務のため実績が少ない、技術的難易度が非常に高い等)は、技術提案書提出者の選定(欠格者は除く)を行わず、入札参加者全員の技術提案書を評価。【H25.10～】

実施手順の見直しを行い、評価・審査の効率化を図るとともに、入札参加に向けた準備や検討期間を確保し、入札参加にかかる作業の負担軽減を図ることで、競争性を確保するもの。【R8. 8～】

■技術提案書特定までの流れ



【趣旨】 若手・女性技術者の育成・確保

【対象】 補償コンサルタント業務のうち、行政事務補助業務で発注する業務

※発注者支援業務等（行政事務補助業務含む）を除く総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務は導入済み【R7.8～】

【概要】 若手・女性技術者の育成・確保を目的とし、業務で活躍されている若手・女性技術者において、『若手・女性技術者奨励賞』を受賞された技術者を加点评価。また、優良表彰の判断基準について区分を細分化。

補償コンサルタント

若手・女性技術者奨励賞（事務所長等）を評価項目に新規追加

現行評価基準

評価項目	判断基準	配点 ウェイト
主任担当者の経験及び能力 優秀技術者表彰 優良業務表彰（技術者）	関東地方整備局発注業務（港湾空港関係を除く。）で、令和〇年度以降令和〇年度末（過去4年間）までに完了した補償コンサルタント業務うち、優秀技術者表彰又は優良業務表彰を受けた経験がある者を下記のとおり評価する。	
	①優秀技術者表彰又は優良業務表彰の経験がある者。	5
	②上記以外。	0

※複数の受賞実績がある場合、最も評価が高くなる1つの実績で評価するものとし、組合せ評価は実施しない。

新規評価基準（案）

評価項目	判断基準	配点 ウェイト
主任担当者の経験及び能力 優秀技術者表彰、優良業務表彰、 若手・女性技術者奨励賞（技術者）	関東地方整備局発注業務（港湾空港関係を除く。）で、令和〇年度以降令和〇年度末（過去4年間）までに完了した補償コンサルタント業務うち、優秀技術者表彰、優良業務表彰、又は 若手・女性技術者奨励賞 の表彰を受けた経験がある者を下記のとおり評価する。	
	①優秀技術者表彰又は優良業務表彰を 局長 より受けた経験がある者。	5
	②優秀技術者表彰又は優良業務表彰を 部長又は事務所長 より受けた経験がある者。	3
	③ 若手・女性技術者奨励賞を事務所長等より受けた経験がある者。	1
	④上記以外。	0

対象業務

区 分	業務名称
発注者支援業務等	積算技術業務
	技術審査業務
	工事監督支援業務
	河川巡視支援業務
	河川許認可審査支援業務
	ダム管理支援業務
	堰・排水機場管理支援業務
	道路許認可審査・適正化指導業務
	用地補償総合技術業務
	調査設計資料作成業務
その他	用地調査点検等技術業務
	裁決申請等関係資料作成整理等業務
	災害復旧用地関係資料作成整理等業務
	施工体制調査業務

【趣旨】 業務成績評価区分の適正化

【対象】 プロポーザル方式、総合評価方式で発注する業務

【概要】 関東地整発注業務優先の評価から全国実績評価への見直しを踏まえ、評価区分の適正化を図る【R3.8～】
業務成績評定点(3業種別)平均の推移を踏まえ、評価区分を細分し、適正化を図る。【R8.8～】

土木コンサルタント・地質・測量

令和8年7月まで

配点ウェイト	業務成績評価区分
① 100%	80点以上
② 80%	79点以上～80点未満
③ 60%	78点以上～79点未満
④ 40%	77点以上～78点未満
⑤ 20%	76点以上～77点未満
⑥ 0%	60点以上～76点未満

評価区分を
0.5点で分割

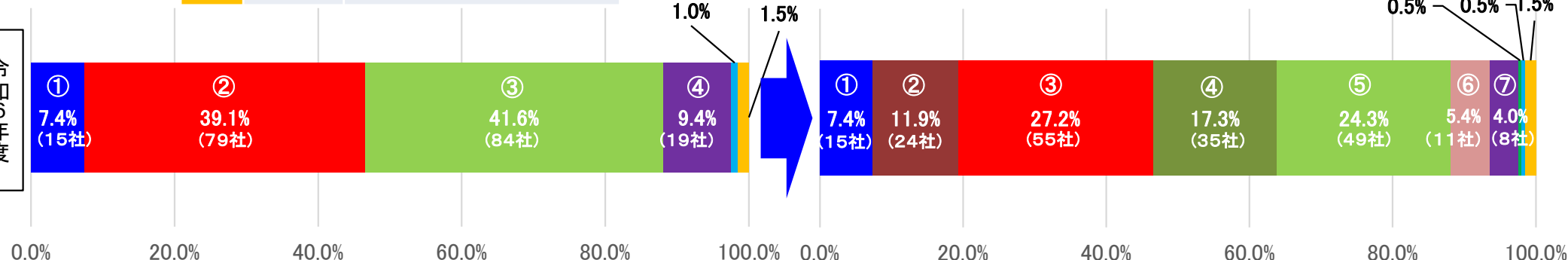
案(令和8年8月から適用)

配点ウェイト	業務成績評価区分
① 100%	80点以上
② 90%	79.5点以上～80点未満
③ 80%	79点以上～79.5点未満
④ 70%	78.5点以上～79点未満
⑤ 60%	78点以上～78.5点未満
⑥ 50%	77.5点以上～78点未満
⑦ 40%	77点以上～77.5点未満
⑧ 30%	76.5点以上～77点未満
⑨ 20%	76点以上～76.5点未満
⑩ 0%	60点以上～76点未満

令和6年度

⑤ 1.0%
⑥ 1.5%

⑧ 0.5%
⑨ 0.5%
⑩ 1.5%



【趣旨】技術力に差がつく評価(品質確保)

【対象】プロポーザル方式、総合評価方式で発注する業務

【概要】業務成績評定点(平均点)の経年変化を考慮し、業務成績の評価点分布の分散化を図る。

補償コンサル

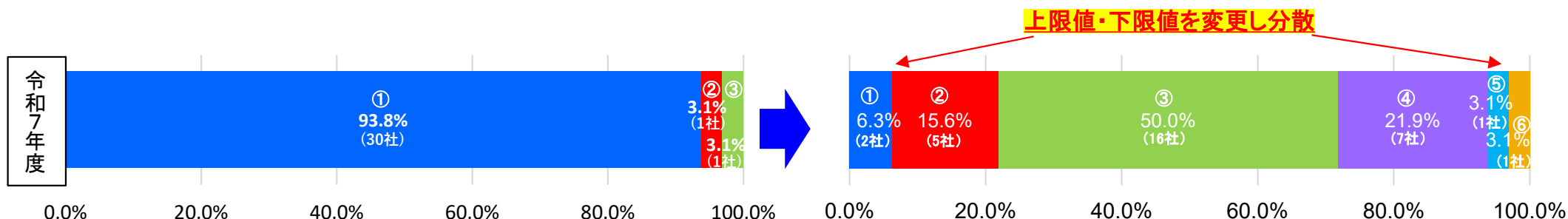
令和8年7月まで

配点ウェイト	業務成績評価区分
① 100%	77点以上
② 80%	76点以上～77点未満
③ 60%	75点以上～77点未満
④ 40%	74点以上～75点未満
⑤ 20%	73点以上～74点未満
⑥ 0%	60点以上～73点未満

評価区分を
3点ずつUP

案(令和8年8月から適用)

配点ウェイト	業務成績評価区分
① 100%	80点以上
② 80%	79点以上～80点未満
③ 60%	78点以上～79点未満
④ 40%	77点以上～78点未満
⑤ 20%	76点以上～77点未満
⑥ 0%	60点以上～76点未満



※業務成績の評価切り替えは8月のため、令和8年度企業評価のグラフは令和7年度企業平均点(R5・6年度完了業務)のデータを元に整理

【趣旨】競争参加者への必要な設計条件等の確実な明示

【対象】1事務所1件の試行実施【R1.8～】

条件明示チェックシートを作成しているすべての詳細設計業務【R8.8～】

【概要】条件明示チェックシートの提示時期を契約後から入札公告時に変更【R1.8～】

(条件明示チェックシート:発注者が詳細設計業務発注時に、設計内容・設計条件を確認した後、受注者に必要な設計条件等を確実に明示し、発注者の業務履行上の責任を確実に履行するツール。)

1. 条件明示チェックシートの提示時期の変更

	従 前	現 在(試行)
対象業務	① 道路詳細設計(平面交差点を含む) ② 橋梁詳細設計 ③ 樋門・樋管詳細設計 ④ 排水機場詳細設計 ⑤ 築堤護岸詳細設計 ⑥ 山岳トンネル詳細設計(換気検討を含む) ⑦ 共同溝詳細設計 ⑧ 砂防堰堤詳細設計	同左
提示時期	詳細設計契約後(の1回目打合せ前)	入札公告時(条件明示チェックシートを入札参考資料として添付)

2. 提示時期の変更によるメリット

【発注者のメリット】

- ・当該業務の実施内容や関連機関との調整未了といった申し送り事項が特記仕様書作成時に把握できる。
- ・当該業務公告前に実施する入契委員会で、所長を含めた関係各課に設計内容・設計条件が周知できる。

【入札参加者のメリット】

- ・条件明示チェックシートの内容により、当該業務の懸案等を把握でき、入札参加の判断材料となる。
 - ・条件明示チェックシート内容を把握することで、受注後、工程を含めた各種取り組みの対策が早急に対応できる。
- 例えば、関連機関との調整未了の案件があれば、当該業務のクリティカルパスを把握の上、業務計画書に反映できる。

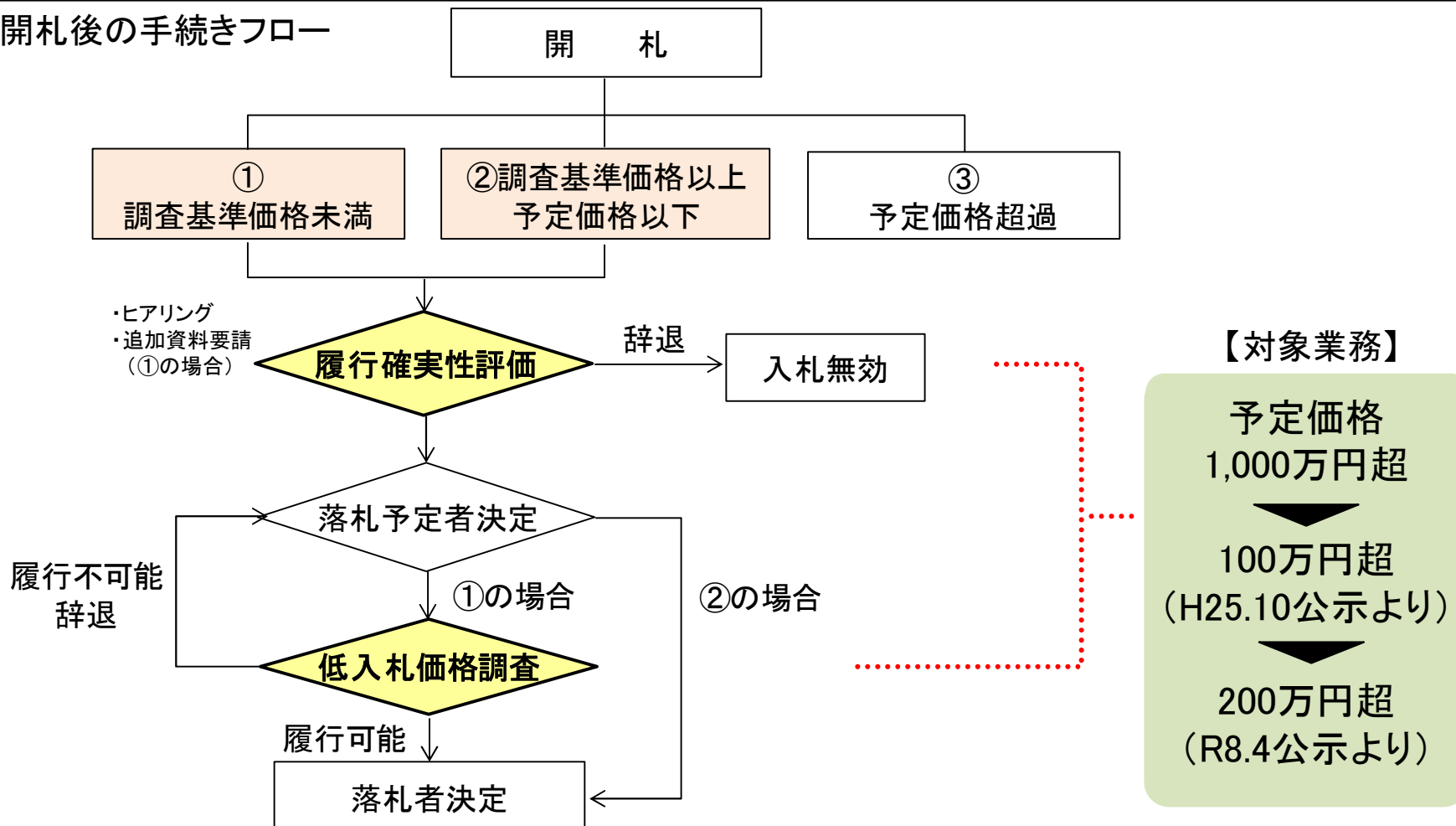
【趣旨】更なる品質確保

【対象】総合評価落札方式で発注する予定価格 **200万円** を超える業務

【概要】品質確保対策として、履行確実性評価、低入札価格調査を実施することとしているが、規模の小さい業務においても更なる品質確保を図るため、対象業務の予定価格を100万円超に拡大【H25.10～】

少額随意契約の基準額見直し(R7.4～)に伴い、対象業務の予定価格を200万円超に見直し【R8.4～】

■開札後の手続きフロー



総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置、ペナルティの流れ

適用対象：令和8年4月1日以降に**公告**する、総合評価落札方式によるすべての業務。

入札公告(公示)

「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を入札参加者から提出を受けたことをもって評価（賃金引き上げ表明は①事業年度※単位又は②年暦単位での表明）
①大企業 3%以上 ②中小企業 1.5%以上
※①事業年度は契約を行う予定の年の4月以降に開始するもの

加算点＝従来の加算点＋賃上げ加算点(加算点の3%以上) → (例)総合評価落札方式(簡易型1:1)・・・従来の加算点100点＋賃上げ加算点4点＝加算点合計104点 (4点/104点=3.8%)

入札、落札決定

落札者が賃上げ加算点で
加点なし

落札者が賃上げ加算点で
加点あり

加点を受けた落札者が以下の書類作成後に総務部
契約課へ提出（賃上げの実績の確認）

- ①年度単位による賃上げ表明
法人事業概況説明書（又は税務申告の作成書類）
- ②年単位による賃上げ表明
給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

賃上げ基準に達していない者

総務部
契約課
に提出

四半期分を
本省大臣
官房会計
課に提出

四半期分を
財務省主
計局法規
課に提出

総務部
契約課
へ連絡※

各省各庁
の長へ通
知

全省庁分
を財務省
がまとめ

※大企業の者

契約担当官等から通知された日から1年間
国土交通省直轄工事・建設コンサルタント業務等の
総合評価落札方式の調達的全てに対して加点より
大きな割合の減点(加点に1点を加えた減点)

※中小企業等の者

契約担当官等から通知された日から1年間
政府調達の総合評価落札方式の調達的全てに対し
て加点より大きな割合の減点(加点に1点を加えた
減点)

※契約担当官等から、賃上げ基準に
達していない企業に減点措置の通知

関東地方整備局の建設コンサルタント業務等の総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

■適用対象

令和8年4月1日以降に**公告**する、総合評価落札方式によるすべての業務

■関東地方整備局の建設コンサルタント業務等における総合評価方式別の総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

- ・技術点の**3%**以上の整数とし以下のとおりとする。
- ・従来の技術点に含めて加算を行い、その後の技術評価点の算出は従来と同じとする。

$$\text{技術評価点} = 60 \text{点} \times \frac{\text{技術点(賃上げ加算点を含む)}}{\text{技術点満点(賃上げ加算の配点を含む)}} \quad \text{※建築コンは55点}$$

①総合評価落札方式(標準型1:3、簡易型1:1(実施能力評価型))

技術点満点が200点の場合 → 技術点200点+賃上げ加算点**7点**とし合計**207点**(**7点/207点=3%**)

②総合評価落札方式(簡易型1:1(①、③及び④を除く))

技術点満点が100点の場合 → 技術点100点+賃上げ加算点**4点**とし合計**104点**(**4点/104点=4%**)

③総合評価落札方式(発注者支援業務等)

技術点満点が80点の場合 → 技術点80点+賃上げ加算点**3点**とし合計**83点**(**3点/83点=4%**)

④総合評価落札方式(建築関係コンサル)

技術点満点が55点の場合 → 技術点55点+賃上げ加算点**2点**とし合計**57点**(**2点/57点=4%**)

- ・賃上げの実施に関する評価点は、履行確実性評価の対象としない。

契約制度 〔コンサルタント業務等〕

参考資料(継続項目)

令和8年4月10日



国土交通省 関東地方整備局

令和8年度 入札・契約手続きの実施方針 継続項目

1. 品質確保と担い手の育成・確保	33
2. 技術力が十分発揮できる競争環境の確保	51
3. 事務手続きの効率化	63

1. 品質確保と担い手の育成・確保

○確実な品質確保対策の実施

- 1－① 事業促進PPP業務の受注制限、常駐・専任緩和【R3.1～】
- 1－② 事業促進PPP業務の業務指導実績のマネジメント経験認定【R3.8～】
- 1－③ 事業促進PPP業務の管理(主任)技術者経験の加点評価【R3.8～】

○担い手(地元企業・若手技術者等)の育成・確保

- 1－④ ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価【R7.8～】
- 1－⑤ 若手・女性技術者の活躍を評価【R7.8～】
- 1－⑥ 若手技術者の活用を評価【R7.8～】
- 1－⑦ 実施能力を評価した選定(新規契約の有無を評価)【R7.8～】
- 1－⑧ 適切な地域要件の設定【R2.8～】
- 1－⑨ 災害協定等に基づく活動実績の評価【R6.8～】
- 1－⑩ 業務実績等の評価対象期間の延長(休業考慮)【H28.8～】
- 1－⑪ 組合せ評価(国土交通省登録技術者資格)【R5.4～】
- 1－⑫ インフラ分野のDXに係る優れた取組を評価【R6.8～】

2. 技術力が十分発揮できる競争環境の確保

- 2－① 分離発注の徹底
- 2－② 拡大型プロポーザル方式の導入【H25.10～】
- 2－③ 業務成績評点、優良業務表彰等の評価基準変更【R3.8～】
- 2－④ 業務実績の評価対象期間の見直し【H28.4～】

- 2-⑤ 海外インフラプロジェクト実績認定【R3.4～】
- 2-⑥ 手持ち業務量(金額)の変更【R3.4～】
- 2-⑦ 照査技術者の配置要件の見直し【R4.8～】
- 2-⑧ テレビ会議システムを活用したヒアリングの実施(試行)【R4.4～】
- 2-⑨ 発注者支援業務等の継続教育取組実績CPDを評価【R5.8～】

3. 事務手続きの効率化

- 3-① クラウドを活用した資料閲覧 -資料閲覧の効率化-【R2.9～】
継続業務の発注時の資料閲覧について【R5.1】
- 3-② 入札説明書等の記載の簡素化【H28.8～】
- 3-③ 入札公告資料の合理化【R2.4～】
- 3-④ 一括審査方式の導入【H28.8～】
- 3-⑤ 技術者評価を重視した選定(更なる簡素化)【H27.4～】
- 3-⑥ 簡易な参加表明書を用いた審査の導入【H30.8～】
- 3-⑦ 技術提案書の無効通知の追加【R4.4～】
- 3-⑧ 実施能力を評価した選定(更なる簡素化)【R1.8～】
- 3-⑨ 災害対応における随意契約、通常指名競争の活用
- 3-⑩ 入札結果及び契約内容等に係る情報閲覧の効率化【R2.10～】

1. 品質確保と担い手の育成・確保

事業促進PPP業務における常駐・専任の緩和【継続】

【趣旨】事業促進PPP業務の活用による、事業の円滑な促進、確実な品質確保

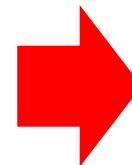
【対象】平常時の大規模事業等に導入する事業促進PPP業務

【概要】高い技術力や経験を有する企業の参入を促すため、技術者の専任・常駐の緩和の試行を実施

【R2～試行】

【常駐・専任緩和】

本省がイライン	常駐	専任
管理技術者	必要なし	必要なし
主任技術者	必要	必要
担当技術者	必要	必要



関東試行	常駐	専任
管理技術者	必要なし	必要なし
主任技術者	必要 (いずれかで最低1名)	必要なし
担当技術者		必要なし



専任：必要なし（手持ち業務量を2億5件以下に制限、低入札の手持ち業務がある場合は参加不可）

常駐：主任・担当技術者のうち、最低1名は必須（常駐者の途中交代可）

※発注者の判断で常駐・専任を求めることは可

※常駐・専任を緩和する場合は、管理技術者出席の事業調整会議の定期開催を必須とする

※主任技術者は専任を求めないが、本業務を最優先することとし、その他業務の管理技術者になることは認めない

【趣旨】事業促進PPP業務の活用による、事業の円滑な促進、確実な品質確保、更なる競争性の確保

【対象】事業促進PPP業務(事業監理業務)

【概要】発注者支援業務等の受注制限を緩和

⇒ 受注制限の対象を「発注者支援業務等」から「調査設計資料作成業務」に緩和

受注制限緩和の経緯

従前(～R1.12)

工事：不可(設計・施工分離原則)
業務：発注者支援業務等は**可** 設計業務等は**不可**

事業促進PPP業務の活用による、事業の円滑な促進、確実な品質確保に資するより高い技術力や経験を有する企業の参入促進のため、受注制限を緩和

緩和①(R1.12～)

工事：不可(設計・施工分離原則)
業務：発注者支援業務等は**不可** 設計業務等は**不可**

■透明性を確保し、**他の参加者との公平性**を担保 → 試行的に発注者支援業務等を一律受注制限

過度な制限とならないよう受注制限の対象を精査

現在

緩和②(R3.1～)

工事：不可(設計・施工分離原則)
業務：**調査設計資料作成業務**(行政事務補助)は**不可**
設計業務等、その他の発注者支援業務等は**可**

さらなる緩和対象(受注制限対象の精査)の考え方

- 発注者支援業務等側で、業務の受注制限がかかっていないこと
- 業務内容、業務履行環境上、業務の詳細な発注計画・内容を知る可能性が低いこと

【参考】「国土交通省直轄の事業促進PPPに関するガイドライン」より

2.7公平中立性

事業促進PPPの工区内の業務、工事の受注者選定では、**公平中立性に留意**することが必要である。

4.2課題・留意事項

事業促進PPPの受注者が継続的に業務・工事に携わることを過度に制限しない発注方式や条件等について検討が必要である。

従前

工事	建設コンサルタント業務	測量業務	地質調査業務	発注者支援業務等
				調査設計資料作成業務

緩和①

工事	建設コンサルタント業務	測量業務	地質調査業務	発注者支援業務等
				調査設計資料作成業務

緩和②

工事	建設コンサルタント業務	測量業務	地質調査業務	発注者支援業務等
				調査設計資料作成業務

凡例

受注可
受注不可

発注者支援業務等とは

- 発注者支援業務
- 公物管理補助業務
- 用地補償総合技術業務
- 行政事務補助業務
- ※「調査設計資料作成業務」は行政事務補助業務に含まれる
- 工事監督支援業務に準じる業務

- 【趣旨】 品質確保、技術力を重視した評価(高いマネジメント力を有する技術者の活躍機会の拡大)
- 【対象】 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務
- 【概要】 **事業促進PPP業務※の管理技術者**で、**同種・類似業務の指導した実績をマネジメント経験として認定**
事業促進PPP業務以外の業務実績を有さない場合にも、他の設計業務等への参加が可能

認定条件 過去10箇年度+公示日までに**事業促進PPP業務※の管理技術者**の立場で、
同種・類似業務の指導経験がある(事業促進PPP業務発注者が指導実績証明を発行)
ただし、上記の**事業促進PPP業務の平均業務成績評定が下記※に定める点数以上の場合**に限る

『高いマネジメント力』を評価



他の建設コンサルタント業務等に管理(主任)技術者で配置する場合

同種・類似業務の業務実績(マネジメント経験)を有するものとする。

【マネジメント経験者の要件】

- ①建設コンサルタント登録規定第3条の一に該当する入札説明書(個別)に記載する部門の技術管理者
- ②地質調査業者登録規定第3条の一に該当する技術管理者
- ③地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領第6に該当する主任調査員相当以上

+ 現在(R3.8追加)

【加点评価の条件】配置予定技術者(管理(主任)技術者)が以下の3要件を満たす場合に認定

- ①同種・類似業務実績が無い
- ②過去10箇年度+公示日までに事業促進PPP業務の**管理技術者の立場**で、同種・類似業務を指導した経験(マネジメント経験)を有し、
- ③②の業務成績評定点(複数有する場合は平均点)が右表青枠の業務成績評価区分の範囲に入る

※ 公示日から過去10年度間に事業促進PPP業務の**管理技術者**の立場で、同種・類似業務を指導した事業促進PPP業務の**業務成績評定点(複数有する場合は平均点)**が**78点以上**の場合に限る。

配点ウェイト		業務成績評価区分
①	100%	80点以上
②	80%	79点以上～80点未満
③	60%	78点以上～79点未満
④	40%	77点以上～78点未満
⑤	20%	76点以上～77点未満
⑥	0%	60点以上～76点未満

【趣旨】 品質確保、技術力を重視した評価(高いマネジメント力を有する技術者の活躍機会の拡大)

【対象】 プロポーザル方式で発注する業務

【概要】 **事業促進PPP業務の管理技術者または、主任技術者実績を有する技術者を、**
 「技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務」に管理(主任)技術者として配置する場合、
 「管理(主任)技術者の経験及び能力」-「優良表彰」で「**部長・事務所長表彰の経験**」と同等に評価する【R3.8~】

認定条件 過去4箇年度+公示日までに**事業促進PPP業務の管理技術者または主任技術者**として携わった実績がある。

ただし、上記の**事業促進PPP業務**の平均業務成績評定が**78点以上**の場合に限る

『高いマネジメント力』を評価

プロポーザル方式で発注する、
 他の建設コンサルタント業務等に管理技術者で配置する場合

「管理(主任)技術者の経験及び能力」-「優良表彰」で
『部長・事務所長表彰の経験』と同等に加点(3点)

※ただし、部長・事務所長表彰を有する場合は、表彰実績で評価

【**加点評価の条件**】配置予定技術者(管理(主任)技術者)が以下の3要件を満たす場合に**加点評価**

- ①表彰実績が無い(有する場合は表彰実績で評価)
- ②過去4箇年度+公示日までに**事業促進PPP業務**の**管理又は主任技術者の実績**がある
- ③②の**業務成績評定点**(複数有する場合は平均点)が**78点以上**

1-④継続ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価【R7.8～】

【趣旨】 働き方改革、担い手確保・育成を重視した評価（ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を評価）

【対象】 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務

【概要】 建設業界全体でワーク・ライフ・バランス等が推進されることを目的に、「ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業」として、法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業を加点評価する取組を導入。

プラチナえるぼし・えるぼし



プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん



ユースエール



		評価基準	配点
参加表明者の経験及び能力	その他	次に掲げるいずれかの認定を受けていること。 ○女性活躍推進法に基づく認定等※1 ・プラチナえるぼし、えるぼし認定企業等 ○次世代法に基づく認定※2 ・プラチナくるみん、くるみん（令和4年4月1日以降の基準）認定企業 ・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）認定企業 ・トライくるみん、くるみん（平成29年3月31日までの基準）認定企業 ○若者雇用促進法に基づく認定※3 ・ユースエール認定企業	0.5点 ※4

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）をいう。（同法第8条の規定に基づく一般事業主行動計画を策定・届出のみの企業については本取組の加点の対象としない。）

※2 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※4 総合評価落札方式（簡易型1：1）技術点の満点が100点の場合 → 従来の技術点100点＋賃上げ加算点6点＋W.L.B加算点0.5点とし合計106.5点

1-⑤継続若手・女性技術者の活躍を評価【R7.8～】

【趣旨】 若手・女性技術者の育成・確保

【対象】 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務

【概要】 関東地整では、建設工事等で活躍している若手・女性の技術者を表彰し、より一層、建設業界の魅力発信や将来の担い手育成、若手・女性の入職促進に資することを目的として、『若手・女性技術者奨励賞』を創設。こうした建設工事等で活躍されている若手・女性技術者において、『若手・女性技術者奨励賞』を受賞された技術者を加点点評価。【R7.8～】

※若手技術者：毎年度3月31日末時点で35歳以下の方
※女性技術者：年齢制限は設けない

若手・女性技術者奨励賞（事務所長等）を評価項目に新規追加

現行評価基準（プロポーザル方式の例）

評価項目	判断基準	配点ウェイト
管理（主任）技術者の経験及び能力	令和○年度以降令和○年度末（過去4年間）までに完了した業務において、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験のある者を以下の順位で評価する。	
	①国土交通省等発注業務で優秀技術者表彰又は優良業務表彰を局長よりを受けた経験がある者。 ・海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞を受けた経験がある者。	5
	②発注業務で優秀技術者表彰又は優良業務表彰を、部長又は事務所長より受けた経験がある者。	3

新規評価基準（案）（プロポーザル方式の例）

評価項目	判断基準	配点ウェイト
管理（主任）技術者の経験及び能力	令和○年度以降令和○年度末（過去4年間）までに完了した業務において、優秀技術者表彰、優良業務表彰等、又は若手・女性技術者奨励賞の表彰を受けた経験のある者を以下の順位で評価する。	
	①国土交通省等発注業務で優秀技術者表彰又は優良業務表彰を局長よりを受けた経験がある者。 ・海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞を受けた経験がある者。	5
	②国土交通省等発注業務で優秀技術者表彰又は優良業務表彰を、部長又は事務所長より受けた経験がある者。	3
	③関東地方整備局発注業務で若手・女性技術者奨励賞を事務所長等より受けた経験がある者。	1

※総合評価落札方式の場合、「国土交通省等発注業務」を「関東地方整備局発注業務」に読み替えるものとする。

※複数の受賞実績がある場合、最も評価が高くなる1つの実績で評価するものとし、組合せ評価は実施しない。

1-⑥継続若手技術者の活用を評価【R7.8～】

P（計画）

○試行内容

- ・若手技術者の育成・確保を目的に、管理(主任)技術者に40歳以下または35歳以下の若手を配置した場合に加点評価
- ・H27.8～：試行開始。
- ・H30.8～：若手技術者の対象年齢を40歳以下に引き上げ。
- ・R5.8～：若手技術者評価の配点を高く見直しし、若手技術者のインセンティブを拡大。

現行評価基準(総合評価落札方式(簡易型1:1)の例)

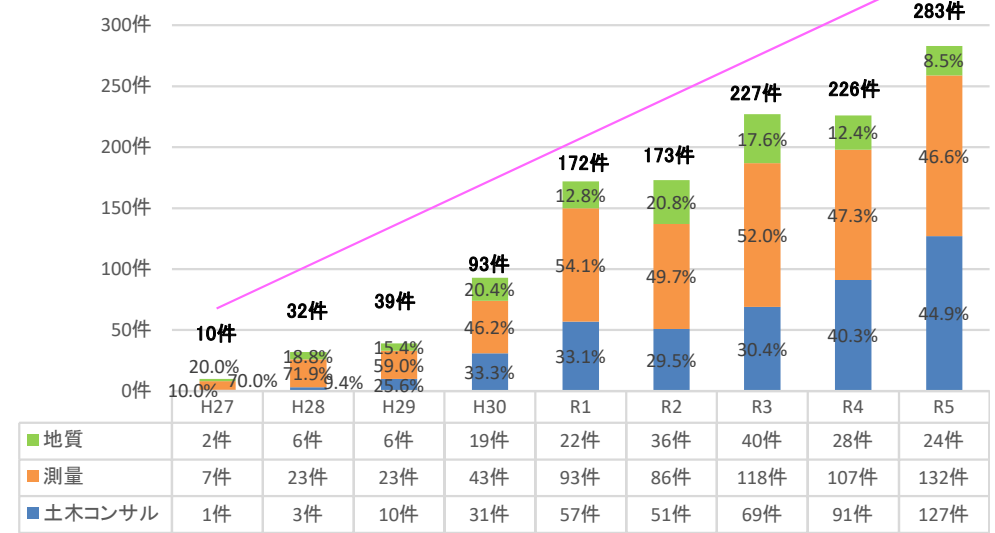
評価項目	判断基準	配点ウェイト
管理(主任)技術者の経験及び能力	若手技術者(40歳以下または35歳以下)の活用について、以下の項目で評価する。	
業務経験	①管理(主任)技術者に若手技術者(40歳以下または35歳以下)を配置する場合	8
	②上記以外	0

業務毎に業務内容に応じて40歳以下もしくは35歳以下に設定

D（実施）

○試行状況

- ・若手技術者に加点する試行業務の件数は、増加傾向。



A（対応）

○対応

- ・本取組により、企業における若手技術者の育成・確保が促進しており、若手技術者とそれ以外の技術者で業務成績評定点の差は僅少なことから、更なる若手技術者の育成・確保のため、**対象年齢を段階的に評価**する見直しを図る。

見直し(R7)

現行評価基準(総合評価落札方式(簡易型1:1)の例)

評価項目	判断基準	配点ウェイト
管理(主任)技術者の経験及び能力	若手技術者(40歳以下または35歳以下)の活用について、以下の項目で評価する。	
業務経験	①管理(主任)技術者に若手技術者(40歳以下または35歳以下)を配置する場合	8
	②上記以外	0

新規評価基準(案)(総合評価落札方式(簡易型1:1)の例)

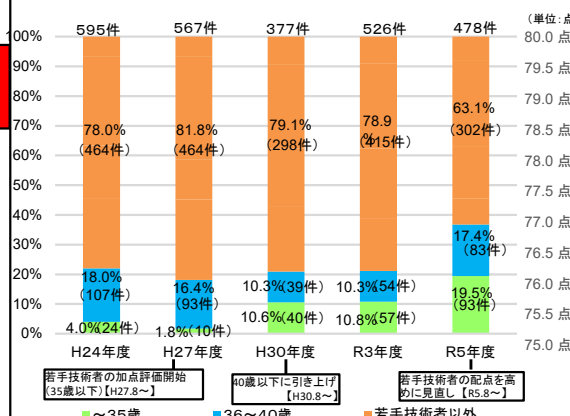
評価項目	判断基準	配点ウェイト
管理(主任)技術者の経験及び能力	若手技術者(40歳以下または35歳以下)の活用について、以下の順位で評価する。	
業務経験	①管理(主任)技術者に若手技術者(35歳以下)を配置する場合	8
	②管理(主任)技術者に若手技術者(40歳以下*)を配置する場合 ※①を除く	5
	③上記以外	0

C（評価）

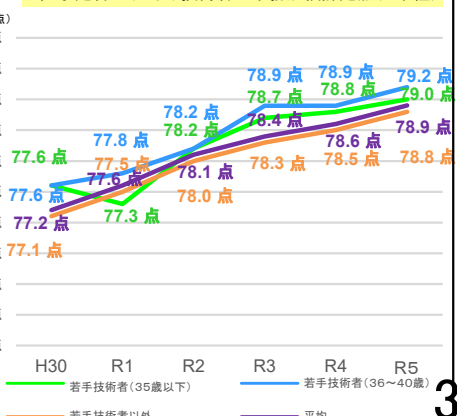
○評価

- ・若手技術者を配置した業務件数は、H27年度以前は全体件数の2割程度であったが、R5年度には4割程度まで増加し、企業における若手技術者の育成・確保に変化。
- ・業務成績評定点を比較すると、若手技術者とそれ以外の技術者で**業務成績評定点の差は、僅少。**

配置予定管理(主任)技術者の年齢別の割合(3業種)



配置予定管理(主任)技術者の業務成績評定点(3業種)



1-⑥継続若手技術者の活用を評価【R7.8～】

【趣旨】若手技術者の育成・確保

【対象】総合評価落札方式(簡易型)で発注する業務

【概要】公共工事に関する調査及び設計の担い手を育成・確保をするために、技術者に若手を配置した場合に加点評価
技術者に35歳以下の若手を配置した場合に加点評価。【H27.8～】

若手技術者の対象年齢を40歳以下に引き上げて運用を開始【H30.8～】

若手技術者評価の配点を高く見直しし、若手技術者のインセンティブを拡大。【R5.8～】

若手技術者の対象年齢を段階的に評価【R7.8～】

現行評価基準(総合評価落札方式(簡易型1:1)の例)

評価項目	判断基準	配点ウェイト
管理(主任)技術者の 経験及び能力	若手技術者(40歳以下または35歳以下)の活用について、以下の項目で評価する。	
	①管理(主任)技術者に若手技術者(40歳以下または35歳以下)を配置する場合	8
	②上記以外	0

新規評価基準(案)(総合評価落札方式(簡易型1:1)の例)

評価項目	判断基準	配点ウェイト
管理(主任)技術者の 経験及び能力	若手技術者(40歳以下または35歳以下)の活用について、以下の 順位 で評価する。	
	①管理(主任)技術者に若手技術者(35歳以下)を配置する場合	8
	②管理(主任)技術者に若手技術者(40歳以下※)を配置する場合 ※①を除く	5
	③上記以外	0

1-⑦継続実施能力評価拡大型(新規契約の有無を評価)【R7.8～】

P (計画)

○試行内容(実施能力評価拡大型)

- 企業・技術者の実績評価を緩和することにより、関東地方整備局発注業務の受注実績が無いことにより参入が困難であった新規参入者の参入を促し、継続的な業務の担い手企業の裾野を拡げることを期待しR4.8より試行開始。

評価項目	詳細項目	評価点
技術点を算出するための基準	企業の評価	40%
	資格・実績	資格要件 業務経験 地理的条件 地域貢献度
	管理(主任)技術者の評価	資格・実績 資格要件 継続教育取組実績 業務経験 若手技術者
	工程計画・技術的課題	60%

企業・技術者の実績評価を緩和
(下記の評価を省略)

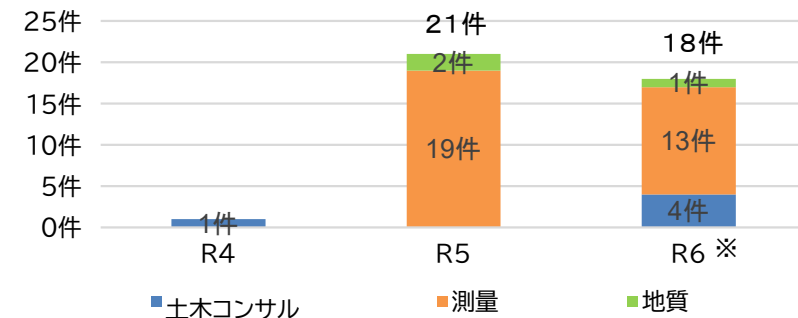
成績・表彰	業務成績評点 優良業務表彰等の経験
成績・表彰	業務成績評点 優良業務表彰等の経験

D (実施)

○試行状況

- 「実施能力評価拡大型」のR4年度の件数は1件であったが、R5年度以降は20件程度実施。

(件数) 実施能力評価拡大型の実施状況



※R6はR6.12月末時点の件数

A (対応)

○対応

- 新規参入者の参入を更に促す取組として、「新規契約の有無」を評価。
- ※各年度において、関東地方整備局発注業務の受注が無い企業に加点評価。

総合評価落札方式(簡易型1:1)「実施能力評価拡大型」の配点例

現行評価基準の例

評価項目	配点
【企業の評価】	
技術部門登録	3
同種・類似業務の実績	9
地理的条件	10
地域貢献度(災害活動実績)	2
地域貢献度(災害協定)	1
小計	25
【管理(主任)技術者の評価】	
資格・実績	15
小計	
【工程計画・技術的課題】	60
配点の合計	100

新規評価基準(案)の例

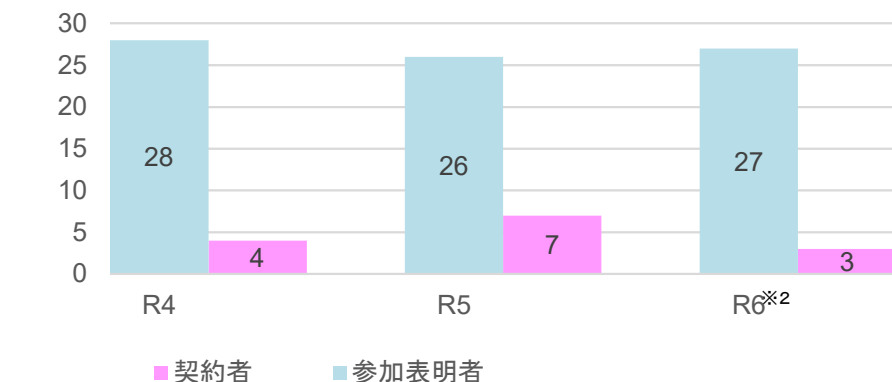
評価項目	配点
【企業の評価】	
技術部門登録	3
同種・類似業務の実績	4
地理的条件	10
地域貢献度(災害活動実績)	2
地域貢献度(災害協定)	1
新規契約の有無	5
小計	25
【管理(主任)技術者の評価】	
資格・実績	15
小計	
【工程計画・技術的課題】	60
配点の合計	100

C (評価)

○評価

- 関東地方整備局発注業務の受注実績(過去10年)が無い企業における新規参入としては、R4～6において一定程度は存在しているが、担い手企業の十分な裾野拡大までには至っていない状況。

(業者数) 新規参入※1状況(3業種)



※1 過去10年以上、関東地方整備局の受注実績が無い企業

※2 R6.12月末時点

1-⑦継続実施能力評価拡大型(新規契約の有無を評価)【R7.8~】

【趣旨】 関東地方整備局発注業務の受注実績が無い企業の参入機会の確保を目的として、企業・技術者の実績評価を緩和し技術的課題を評価する評価方法の試行

【対象】 総合評価落札方式(簡易型1:1)で発注する業務のうち、発注方式選定表青部記載の業務の種類において、本試行を選択することができる。

【概要】 企業・技術者の実績評価を緩和することにより、関東地方整備局発注業務の受注実績が無いことにより参入が困難であった新規参入者の参入を促し、継続的な業務の担い手企業の裾野を広げることを期待し、試行開始。

【R4.8~】

新規参入者の参入を更に促す取組として、「**新規契約の有無**」を評価。【R7.8~】

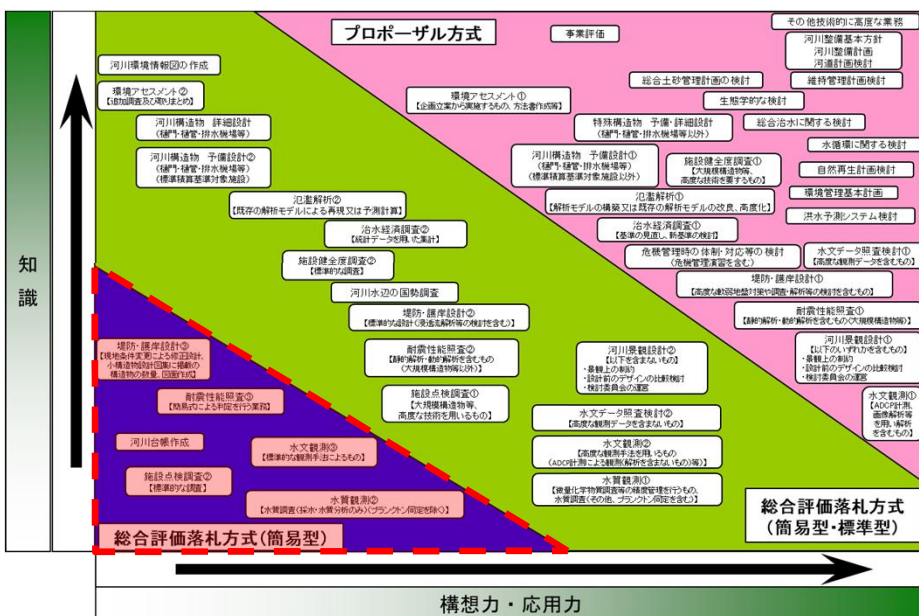
業務対象

○実施能力評価拡大型の試行対象

土木コン、測量、地質の3業種における総合評価(簡易型1:1)のうち、発注方式選定表青部記載の業務の種類において下記事項を参考に選択する。

- ・不調・不落が多い業務
- ・地域の担い手確保が必要な業務

発注方式選定表



※発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 業務・マネジメント部会(令和4年度第1回)資料から加筆修正。関東地方整備局では、価格競争方式を総合評価落札方式(簡易型)で運用

見直し案

- ・参加表明書、技術提案書の提出は同時提出。
 - ・企業・技術者の実績評価を緩和(成績・表彰の評価を省略)
 - ・「実施方針・実施フロー・工程計画・その他」の項目については、「工程計画・技術的課題」と変更し、資料作成の省力化。
 - ・「企業の資格・実績」に「**新規契約の有無**」の項目を追加。
- ※各年度において、関東地方整備局発注業務の受注が無い企業に加点評価。

総合評価落札方式(簡易型1:1)「実施能力評価拡大型」の配点例

現行評価基準の例

評価項目		配点
入札参加者を指名するための基準 / 技術点を算出するための基準	【企業の評価】	
	技術部門登録	3
	同種・類似業務の実績	9
	地理的条件	10
	地域貢献度(災害活動実績)	2
	地域貢献度(災害協定)	1
	小計	25
	【管理(主任)技術者の評価】	
	資格・実績	15
	小計	
	【工程計画・技術的課題】	60
	配点の合計	100

新規評価基準(案)の例

評価項目		配点
入札参加者を指名するための基準 / 技術点を算出するための基準	【企業の評価】	
	技術部門登録	3
	同種・類似業務の実績	4
	地理的条件	10
	地域貢献度(災害活動実績)	2
	地域貢献度(災害協定)	1
	新規契約の有無	5
	小計	25
	【管理(主任)技術者の評価】	
	資格・実績	15
	小計	
	【工程計画・技術的課題】	60
	配点の合計	100

【趣旨】地域企業の育成、確保

【対象】総合評価落札方式を採用し「地域要件」を設定する業務(本店縛りは簡易型が対象)

【概要】「測量業務」の「本店縛り」の適用対象を、「簡易型」で発注する業務※(現地作業あり)」に拡充(原則)

※: 下図(発注方式事例)②の範囲に該当する業務(業務内容等を勘案し、地域要件設定が適さない場合を除く) 【R2.8~】

地域要件・本店縛り

- 一定地域内における企業の「本店、支店又は営業所」の有無を評価する「地域要件の設定」を試行中(業務の特性、内容等を勘案するとともに、十分な競争性(業務実施可能者数)が確保されるよう設定)
- 本店縛りでは、一定地域内における企業の「本店」の有無を評価
- 本店縛りは、これまで簡易型発注で比較的規模が小さい業務に適用していたが、R2年度からは、測量業務については、規模にかかわらず、右図(発注方式事例)②の範囲に該当する業務に原則適用

		土木コンサル、測量、地質調査、補償コンサル		
		プロポ	総合評価(標準型)	総合評価(簡易型)
見直し(拡充)前	現場なし	比較的規模が小※1		必要に応じて実施
		その他		×
	現場あり	比較的規模が小※1		積極的に実施
		その他		×

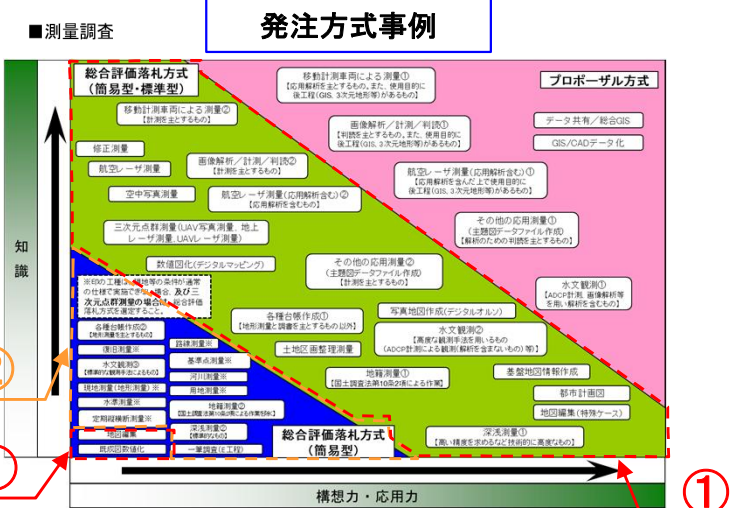
※1 : 概ね1,500万円以下が目安

		土木コンサル、 <u>測量</u> 、地質調査、補償コンサル			測量			
		プロポ	総合評価(標準型)	総合評価(簡易型)	プロポ	総合評価(標準型)	総合評価(簡易型)※2	総合評価(簡易型)※3
見直し(拡充)後	現場なし	比較的規模が小※1		必要に応じて実施			必要に応じて実施	必要に応じて実施
		その他		×			×	×
	現場あり	比較的規模が小※1		積極的に実施			積極的に実施	原則適用
		その他		×			×	

※1 : 概ね1,500万円以下が目安

※2 : 概ね上図(発注方式事例)の①が適用される業務

※3 : 概ね上図(発注方式事例)の②が適用される業務



現在試行中

◎発注方式事例における試行対象業務

 凡例 ○: 適用
×: 適用しない

※印の工種は、三次元点群測量を含む

発注方式事例 簡易型(1:1)	対象		下記に該当する業務は対象外 (実績を有する企業が複数あり、十分な競争性を確保できる場合は対象とすることも可)
	現地作業あり	現地作業なし	
各種台帳作成②【地形測量を主とするもの】	○	×	➢ 道路台帳図で交通規制が困難な路線など、MMSを利用する事例
復旧測量※	○	×	
水文観測③【標準的な観測手法によるもの】	○	×	
現地測量【地形測量】※	○	×	➢ 砂防事業など、現地作業が困難な箇所を航空レーザを利用する事例
水準測量※	○	×	
定期縦横断測量※	○	×	➢ 河川縦横断測量など、航空レーザ測深機を利用する事例 (河川定期縦横断測量業務実施要領に準拠)
地図編集	×	×	➢ i-constructionの一環として2次元地図→3次元地図として作成する事例 (設計用数値地形図データ作成仕様に準拠)
既成図数値化	×	×	➢ GIS等で活用される地図データベースを作成する事例 (独自レイヤ設定や作成手法)
路線測量※	○	×	➢ 交通規制が困難な路線など、MMSを利用する事例
基準点測量※	○	×	
河川測量※	○	×	➢ 河川縦横断測量など、航空レーザ測深機を利用する事例 (河川定期縦横断測量業務実施要領に準拠)
用地測量※	○	×	
地籍測量②【国土調査法第10条2項による作業を除く】	○	×	➢ 山村部の地籍測量など航空写真測量や航空レーザ測量を利用する事例 (リモートセンシング技術を用いた山村部の地籍調査マニュアルに準拠)
深浅測量②【標準的なもの】	○	×	➢ 急流部や深度が深い箇所など、ロッド・レッド手法が困難で音響測深機を利用する事例
	○	×	➢ 面的に3次元データを必要とする事例
一筆調査(E工程)	○	×	

○測量業務において、本店縛りの適用対象を簡易型で発注する業務(現場作業あり)に拡充し、地域企業の育成確保を目的とした試行を実施。

地域企業の育成確保を目的として試行している本店、支店又は営業所縛りの試行状況は、概ね横ばい。【R2.8~】

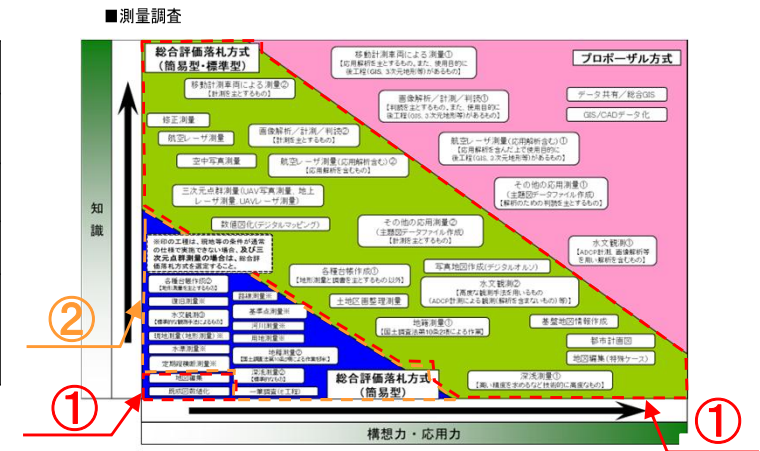
本店縛りの実施概要(令和2年8月から)

		土木コンサル、地質調査、補償コンサル			測量 ①			②
		プロポ	総合評価(標準型)	総合評価(簡易型)	プロポ	総合評価(標準型)	総合評価(簡易型) ※2	総合評価(簡易型) ※3
現場なし	比較的小規模 ※1	×	×	必要に応じて実施	×	×	必要に応じて実施	必要に応じて実施
	その他			×			×	×
現場あり	比較的小規模 ※1	×	×	必要に応じて実施	×	×	積極的に実施	原則適用
	その他			×			×	

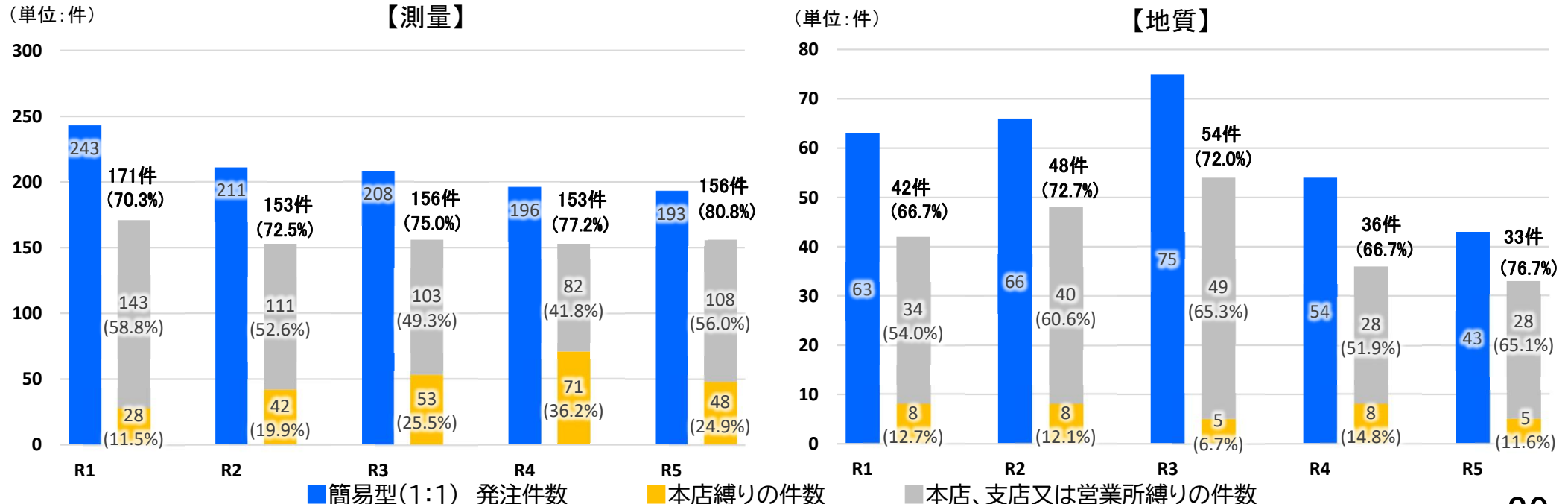
※1 概ね1,500万円以下が目安

※2 概ね右図(発注方式事例)の①が適用される業務

※3 概ね右図(発注方式事例)の②が適用される業務



■本店の所在の有無を入札参加資格要件(本店縛り、本店、支店又は営業所縛り)での実施状況



※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を除く。R1~R5年度は3月末時点

【趣旨】品確法改正、災害の激甚化など受けた、迅速な災害対応体制の確保（災害時の地域担い手確保・育成）

【対象】総合評価落札方式（標準型、簡易型）で発注する全業務で選択可とする。

【概要】「地域性-地域貢献度」の評価項目として「災害活動実績の評価」を令和2年8月より導入中。

- ・災害協定に基づく災害活動など、関東地方整備局の本局、事務所等からの要請に基づき実施し、
『災害活動証明書』の交付を受けた災害活動実績（過去5年間）を評価
（「入札参加者を指名するための基準」-「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地域貢献度」）
- ・評価対象を国（関東地整以外）の機関、地方公共団体、特殊法人等の災害活動実績まで拡大【R3.8～】

■災害活動を証明する資料

- ・関東地方整備局の実績 : 災害活動証明書（関東地方整備局の本局、事務所等が発効したもの）
- ・国の機関、地方公共団体、特殊法人等 : 災害活動に係る災害協定の写し及び当該災害協定に基づき実施されることが確認できる契約書等の写しを必ず添付
個別業務の依頼文のみの添付では、当該業務内容が災害協定等に基づくものであるのか明確に判断できない場合があることから、
協定書、及び契約書又は災害活動実績に係る証明書の写し（協定名、災害名、活動実施場所、完了日が証明できるもの）を必ず添付

見直し(R6)

- ・さらに、令和元年災害より5箇年が経過することを踏まえ、災害活動実績の評価に加え、関東地方整備局の
事務所等との「災害協定締結の有無」を評価する試行を追加設定【R6.8～】
（「入札参加者を指名するための基準」-「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地域貢献度」）

- ・評価対象は関東地整の事務所等、国（関東地整以外）の機関、地方公共団体、特殊法人等との災害協定

■災害協定を証明する資料

- ・関東地方整備局の事務所等 : 災害協定書の写し、年度更新における通知文及び依頼文の写し（関東地方整備局の事務所等が発効したもの）
- ・国の機関、地方公共団体、特殊法人等 : 災害協定書の写し、年度更新における通知文及び依頼文の写し（国（関東地整以外）の機関、地方公共団体、特殊法人等が発効したもの）

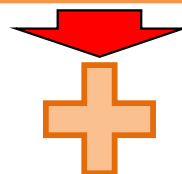
【運用：令和6年8月以降（※詳細は、次頁を参照。）】

従前

「災害活動実績」を評価【R2.8～】

見直し

【評価ウェイト見直し】
「災害活動実績」を評価【R2.8～】



【新】
「災害協定締結の有無」を評価【H6.8～】

1-⑨継続災害協定等に基づく活動実績の評価【R6.8～】

従前：災害活動証明の有無による評価【R2.8～】(評価ウェイト：6点)

地域貢献度

概要 過去5年間の指定エリア内における災害活動実績を、
総合評価落札方式の「入札参加者を指名するための基準」で評価
(「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地域貢献度」)

評価内容	実績内容	評価ウェイト	
		地理的条件なし	地理的条件あり※2
	発注事務所における災害活動実績がある	6	3
	発注事務所管内を含む都県内に所在地がある 関東地整の本店・事務所等の災害活動実績がある	4	2
	関東地整管内における災害活動実績がある	2	1
	上記以外	加点しない	
対象	原則、総合評価落札方式で発注される全業務(選択可)		

※1 関東地整管外における災害活動実績がある

特定非常災害により関東地方整備局長から要請を受け、災害活動の実績がある場合に評価する。

※2 地理的条件あり

継続 地域性—地理的条件 ○指定エリアにおける本店・支店・営業所の有無を評価
(「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地理的条件」)

地理的条件【継続】			
概要	所在地	評価ウェイト	
		地理的条件 なし	地理的条件 あり
評価内容	〇〇〇に本店がある	—	3
	〇〇〇に支店・営業所がある	—	1
	上記以外	—	加点しない
対象	総合評価落札方式で発注され、現場作業(現地踏査等を除く)がある業務		

災害活動証明の有無による評価【R2.8～】(評価ウェイト：4点)

+

災害協定締結の有無による評価【R6.8～】(評価ウェイト：2点)

地域貢献度【評価ウェイト見直し】

概要 過去5年間の指定エリア内における災害活動実績を、
総合評価落札方式の「入札参加者を指名するための基準」で評価
(「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地域貢献度」)

評価内容	実績内容	評価ウェイト	
		地理的条件 なし	地理的条件 あり※2
評価内容	発注事務所における災害活動実績がある	4	2
	発注事務所管内を含む都県内に所在地がある 関東地整の本店・事務所等の災害活動実績がある	3	2
	関東地整管内における災害活動実績がある 関東地整管外における災害活動実績がある※1	2	1
	上記以外	加点しない	

+

地域貢献度【新】

概要 関東地方整備局管内の事務所等との「災害協定締結の有無」を評価
注)企業単体との協定を対象とし、協会等の団体との災害協定は含まない。
(「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地域貢献度」)

評価内容	協定内容	評価ウェイト	
		地理的条件 なし	地理的条件 あり※2
評価内容	発注事務所における災害協定の締結あり	2	1
	発注事務所管内を含む都県内に所在地がある 関東地整の事務所等の災害協定の締結あり	1	—
	上記以外	加点しない	

対象 原則、総合評価落札方式で発注される全業務(選択可)

【趣旨】WLBへの配慮、女性技術者等の活躍支援

【対象】総合評価落札方式、プロポーザル方式(総合評価型)で発注する業務の休業:「労働基準法」「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」で規定する「産前・産後休業」「育児休業」「介護休業」

【概要】配置予定技術者が、業務実績等の評価対象期間内において、出産前・後及び育児、介護休業を取得している場合、その期間を遡り、評価対象期間を延長【H28.8～】

■業務成績、優良業務表彰(評価対象期間:過去4箇年)の例

		H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5 評価年度切替 ▼					
								4月	5月	6月	7月	8月	9月
審査基準日 (公示日)	4～7月	評価対象期間 1年遡り延長					100日休業	← 公示日 →					
	8月以降	評価対象期間 2年遡り延長					200日休業 200日休業	← 公示日 →					
							累計400日休業						

□ : 評価対象期間外

【趣旨】成果品の品質向上(幅広い技術的な知識と業務に関連する専門的な知識(施設分野)に基づく技術的判断が可能となる。)

【対象】総合評価落札方式(簡易型)で発注する橋梁点検(診断)業務※で選択可とする。

(※橋梁点検(診断)業務のうち、担当技術者の資格要件に組合せ加点による評価を試行する業務を対象とする。)

【概要】技術士等の資格に、業務内容に応じて高い専門力を有する「国土交通省登録技術者資格」と組み合わせて加点する。【R5.4～】

R4.8 関東地整 運用ガイドライン

(登録技術者資格の対象業務で担当技術者の位置づけがある場合)

(資格)

○ 国土交通省登録技術者資格

担当技術者：(施設分野：橋梁(鋼橋)、業務：点検)

- | | |
|------|---|
| ① あり | 2 |
| ② なし | 0 |



R5.4 関東地整(試行)

(登録技術者資格の対象業務で担当技術者の位置づけがある場合)

(資格)

- | | |
|-----------------------|---|
| ① 技術士 | 6 |
| 博士又はこれと同等の学位 ※研究業務の場合 | |
| ② 国土交通省登録技術者資格 | 2 |
| 1 (RCCM、土木学会認定技術者) | |
| 2 (RCCM、土木学会認定技術者 以外) | |
| ③ 上記以外のもの | 1 |

(国土交通省登録技術者資格を除いて、発注者が指定するもの)

④ ①～③以外の場合は指名しない

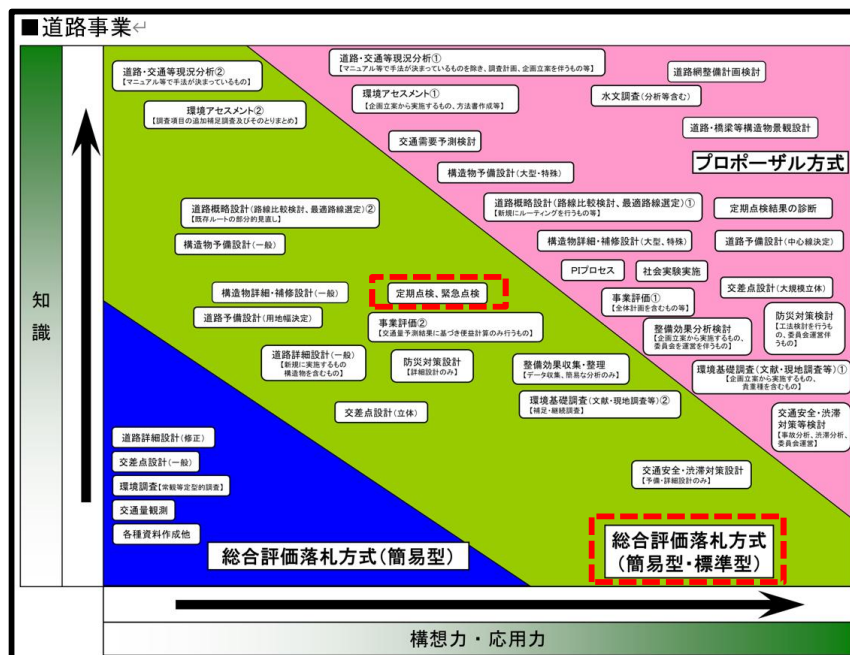
※評価に当たっては、配置予定担当技術者の平均を持って評価する。

R5試行 配点順

- | | |
|----------------|---------|
| 1) ①+② 2 | 8 (6+2) |
| 2) ① | 6 |
| 3) ② 1 + ② 2 | 4 (2+2) |
| 4) ② 1 または ② 2 | 2 |
| 5) ③ | 1 |

【組合せ評価に当たっての前提条件】

- 技術士とRCCM・土木学会認定技術者は、共に、「幅広い技術的な知識を持つ資格」であるため、双方の組合せによる加点は行わないものとする。
- 国土交通省登録技術者資格をRCCM・土木学会認定技術者とそれ以外に分割し、RCCM・土木学会認定技術者以外の国土交通省登録技術者資格を「専門的な知識をもつ資格」とし、組合せ加点の対象とする。(国土交通省登録技術者資格の一例：橋梁点検士、コンクリート点検士、RCCM(鋼構造及びコンクリート)など。)



【趣旨】 インフラ分野のDXに係る優れた取組を評価

【対象】 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務

【概要】 令和4年度から新たに、建設生産プロセスの高度化、効率化、国民サービスの向上等の改革につながる優れた実績をベストプラクティスとして横展開するため、「インフラDX大賞」が創設。また、関東地整においても、令和5年度より「関東インフラDX大賞」を創設。こうした公共工事等の品質確保や生産性向上等、建設生産プロセスの高度化に関する取組を表彰された企業に加点評価。【R6.8～】

インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)及び関東インフラDX大賞(局長、事務所長)を評価項目に新規追加

現行評価基準(プロポーザル方式の例)

評価項目	判断基準	配点 ウェイト
参加表明者の経験及び能力	優良業務表彰(企業) 令和○年度以降令和○年度末(過去2年間)までに完了した業務において、優良業務表彰の経験のある者を以下の順位で評価する。	
	①国土交通省等発注業務で優良業務表彰「局長表彰」を受けた経験がある者。	5
	②国土交通省等発注業務で優良業務表彰「部長表彰」または「事務所長表彰」を受けた経験がある者。	3

新規評価基準(案)(プロポーザル方式の例)

評価項目	判断基準	配点 ウェイト
参加表明者の経験及び能力 優良業務表彰、インフラDX大賞または関東インフラDX大賞企業	令和○年度以降令和○年度末(過去2年間)までに完了した業務において、優良業務表彰(局長、部長、事務所長)、インフラDX大賞(工事・業務部門における国土交通大臣賞、優秀賞)または関東インフラDX大賞(局長、事務所長)の経験のある者を以下の順位で評価する。	
	①国土交通省等発注業務で優良業務表彰「局長表彰」を受けた経験がある者。	5
	②国土交通省等発注業務で優良業務表彰「部長表彰」または「事務所長表彰」を受けた経験がある者。	3
	③インフラDX大賞(工事・業務分野における国土交通大臣賞、優秀賞)を受けた経験があるもの。	3
	④関東インフラDX大賞(局長)を受けた経験があるもの。	2
	⑤関東インフラDX大賞(事務所長)を受けた経験があるもの。	1

※総合評価落札方式の場合、「国土交通省等発注業務」を「関東地方整備局発注業務」に読み替えるものとする。

※複数の受賞実績がある場合、最も評価が高くなる1つの実績で評価するものとし、組合せ評価は実施しない。

2. 技術力が十分発揮できる競争環境の確保

2-① 分離発注の徹底

【趣旨】担い手の育成・確保

【対象】測量、地質調査、設計等の業務

【概要】業種区分に応じた分離発注を原則とする。

やむを得ず複合業務とする場合は設計共同体(異業種JV)を資格要件とするなど競争環境を確保する。

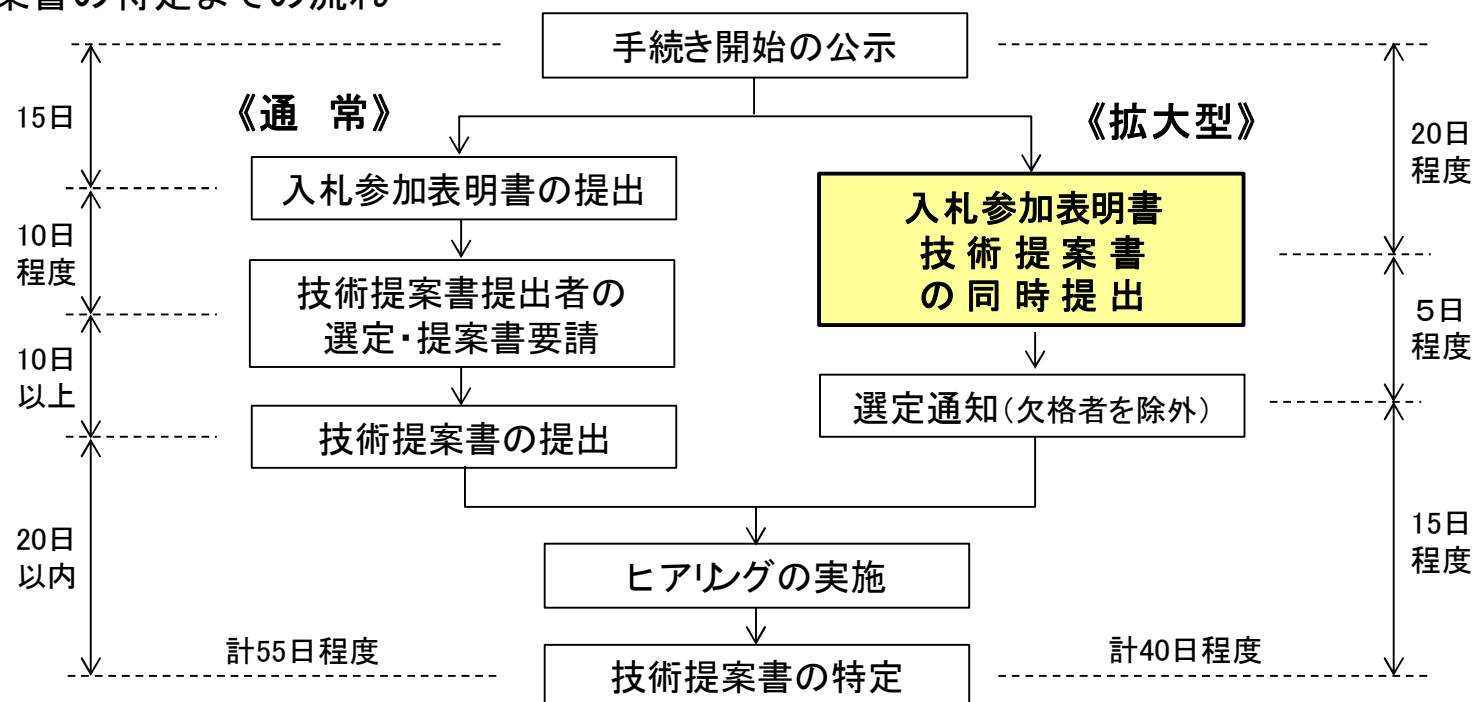
2-② 拡大型プロポーザル方式の導入

【趣旨】品質向上

【対象】簡易公募型プロポーザル方式(準ずる含む)で発注する業務

【概要】幅広く技術提案を求めた方が成果の品質向上が望める場合(特殊な業務のため実績が少ない、技術的難易度が非常に高い等)は、技術提案書提出者の選定(欠格者は除く)を行わず、入札参加者全員の技術提案書を評価。【H25.10～】

■技術提案書の特定までの流れ



業務成績評点の評価基準

【趣旨】 全国統一的な評価、技術力による選定

【対象】 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務

【概要】 関東地整発注業務優先の評価から全国実績評価に見直し【R3.8～】

これまで(R3. 7末まで)

優先順位1位

① 関東地整発注業務の平均成績評定

保有する平均業務成績評定点に沿って評価

優先順位2位(①を有しない場合に限り)

② 関東地整を除く国交省等※1発注業務の平均成績評定

保有する平均業務成績評定点に沿って評価

優先順位3位(①、②を有しない場合に限り)

③ ※2自治体等実績、マネージメント経験、技術的経験

※2⇒30ページ参照

6割ウェイト
(=③77点以上78点未満と同等に評価)

配点ウェイト		業務成績評価区分
①	100%	79点以上
②	80%	78点以上～79点未満
③	60%	77点以上～78点未満
④	40%	76点以上～77点未満
⑤	20%	75点以上～76点未満
⑥	0%	60点以上～75点未満

現在(R3. 8から適用)

優先順位1位

① 全国の国交省等※1発注業務(テクリス登録済)の平均成績評定

保有する平均業務成績評定点に沿って評価

優先順位2位(①を有しない場合に限り)

② ※2自治体等実績、マネージメント経験、技術的経験

※2⇒30ページ参照

6割ウェイト
(=③78点以上79点未満と同等に評価)

配点ウェイト		業務成績評価区分
①	100%	80点以上
②	80%	79点以上～80点未満
③	60%	78点以上～79点未満
④	40%	77点以上～78点未満
⑤	20%	76点以上～77点未満
⑥	0%	60点以上～76点未満

※評価区分については、次頁参照

◆ 業務成績評価の上限値・下限値の変更【見直し】

【趣旨】業務成績評点の評価基準見直しを受けた評価区分の適正化

【対象】プロポーザル方式、総合評価方式で発注する業務

【概要】関東地整発注業務優先の評価から全国実績評価への見直しを踏まえ、評価区分の適正化をはかる【R3.8～】

土木コンサル・地質・測量

※業務成績の評価切り替えは8月のため、令和3年度企業評価のグラフは令和2年度企業平均点(H30・R1年度完了業務)のデータを元に整理
※業務成績は過去2箇年の平均点で、60点未満の場合は欠格

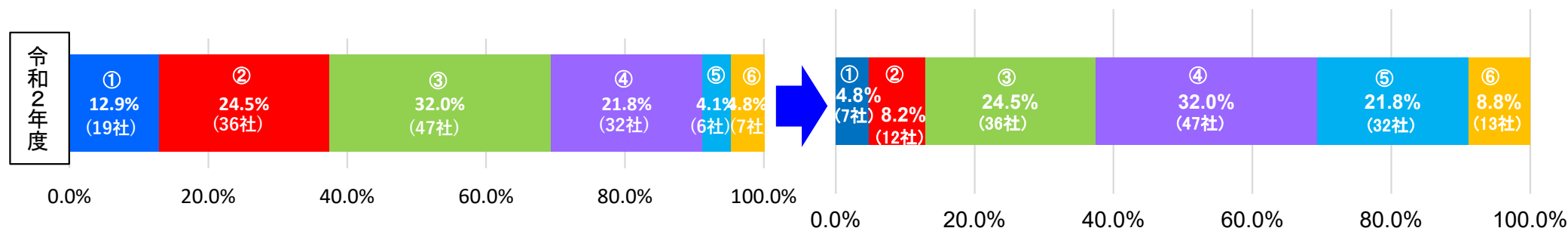
令和3年7月まで

配点ウェイト	業務成績評価区分
① 100%	79点以上
② 80%	78点以上～79点未満
③ 60%	77点以上～78点未満
④ 40%	76点以上～77点未満
⑤ 20%	75点以上～76点未満
⑥ 0%	60点以上～75点未満

評価区分を
1点ずつUP

現在(令和3年8月から適用)

配点ウェイト	業務成績評価区分
① 100%	80点以上
② 80%	79点以上～80点未満
③ 60%	78点以上～79点未満
④ 40%	77点以上～78点未満
⑤ 20%	76点以上～77点未満
⑥ 0%	60点以上～76点未満

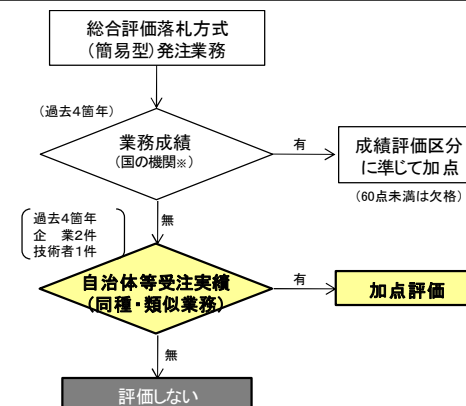


自治体等からの受注実績の評価

○企業・技術者ともに国の機関※1発注業務の同種・類似業務実績を有さず、
関東地整管内の自治体等発注業務の実績を有する場合は業務実績として認める(H23～)
(過去4箇年に企業2件※2、技術者1件※3以上)

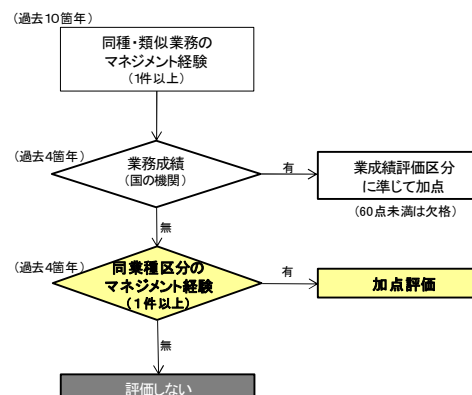
○発注業務と同業種区分の業務成績(過去4箇年)を有していない場合でも、上記受注実績が確認できれば、
総合評価落札方式(簡易型)で発注する業務の「業務成績」の評価において加点(港湾空港、建築コンを除く)

- ※1 国の機関：関東地整を除く本省内部を除く国土交通省(国土地理院、国総研等を含む)、内閣府沖縄総合事務局開発建設部(農業、漁港、港湾空港を除く)
※2 同一の自治体等の発注業務であること
※3 企業実績と同一の自治体等の発注業務であること
※4 その他の適用要件等の詳細については、「関東地方整備局建設コンサルタント業務等における入札・契約、総合評価に関する運用ガイドライン」を参照



マネジメント経験の実績を評価

○発注業務の同種・類似業務のマネジメント経験※5を
同種・類似業務実績として認め、入札参加が可能。
○国の機関の業務成績(過去4箇年)を有していない場合、
過去4箇年に発注業務と同業種区分の業務を1件以上
マネジメントした経験を有する場合は「業務成績」の
評価において加点する。



※5 マネジメント経験者

以下のいずれかの立場で、同種・類似業務のマネジメント経験がある者

- ① 建設コンサルタント登録規程第3条の一に該当する入札説明書(個別)に記載する部門の技術管理者
- ② 地質調査業者登録規程第3条の一に該当する技術管理者
- ③ 地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領第6に該当する主任調査員相当以上

業務実績要件の緩和(試行)における技術的経験

○業務実績要件の緩和(試行):「同種・類似業務実績」に代えて、評価テーマの技術提案内容を裏付ける『技術的経験』を求める試行
○企業、配置予定技術者が業務成績を有さないが、「技術的経験」を有することを確認できた場合に「業務成績」の評価において加点。
○「技術的経験」とは

◆企業の技術的経験

技術提案書の提出者が、特定テーマに関する技術提案内容の実現に必要な技術を、国・特殊法人・地方公共団体等(①)発注の業務・役務で活用した実績、
②の研究機関との研究において活用した実績。

◆配置予定技術者(管理技術者)の技術的経験

配置予定技術者が、特定テーマに関する技術提案内容の実現に必要な技術を、国・特殊法人・地方公共団体等(①)発注の業務・役務で活用した実績、
②の研究機関との研究において活用した実績、②の研究機関で研究を行った実績。(技術的経験の業務内容が本業務と同様であることは要さない)

※4 その他の適用要件等の詳細については、「関東地方整備局建設コンサルタント業務等における入札・契約、総合評価に関する運用ガイドライン」を参照

優良業務表彰等の評価基準

【趣旨】 全国統一的な評価、海外実績、業務のマネジメント力など高い技術力を有する企業・技術者の参加機会拡大

【対象】 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務

【概要】 ◆プロポーザルは「全国実績」で評価、総合評価は「関東地整実績」で評価【R3.8～】

◆海外インフラプロジェクト業務表彰の評価

⇒大臣表彰は「局長」表彰、大臣奨励賞は「部長・事務所長」表彰と同等に評価

◆事業促進PPP業務における管理(主任)技術者の経験を「部長・事務所長」表彰と同等に評価※1、※2、※3

これまで(R3. 7末まで)

企業

配点	
① 関東地整発注業務における局長表彰の経験	① 5点
② 関東地整発注業務における部長・事務所長表彰の経験 関東地整以外の国交省発注業務における優良業務表彰の経験	② 3点
③ 実績なし	③ 0点

技術者

配点	
① 関東地整発注業務における優良業務、技術者表彰の経験	① 5点
② 関東地整以外の国交省発注業務における優良業務、技術者表彰の経験	② 3点
③ 実績なし	③ 0点

※1 1-⑤参照

※2 プロポーザル方式で発注される業務に限る

※3 過去4年度+公示日までに事業促進PPP業務の管理技術者または、主任技術者として携わった実績がある。
ただし、上記の事業促進PPP業務の平均業務成績評定が78点以上の
場合に限る

※4 優秀技術者表彰経験又は優良業務表彰を受けた業務に
携わったことをテクリスで確認できる場合に評価

※5 2-⑤参照

現在(R3. 8から適用)

企業

配点	
① 局長表彰の経験(プロポは全国、総合評価は関東地整の経験)	① 5点
② 部長・事務所長表彰の経験(プロポは全国、総合評価は関東地整の経験)	② 3点
③ 実績なし	③ 0点

技術者

配点	
① ・局長表彰の経験※4(プロポは全国、総合評価は関東地整の経験) ・海外インフラプロジェクト業務の大臣表彰※5	① 5点
② ・部長・事務所長表彰の経験※4(プロポは全国、総合評価は関東地整の経験) ・海外インフラプロジェクト業務の大臣奨励賞※5 ・過去4年度間の事業促進PPP業務における管理・主任技術者の経験※1、※2、※3	② 3点
③ 実績なし	③ 0点

配点ウェイト		業務成績評価区分
①	100%	80点以上
②	80%	79点以上～80点未満
③	60%	78点以上～79点未満
④	40%	77点以上～78点未満
⑤	20%	76点以上～77点未満
⑥	0%	60点以上～76点未満

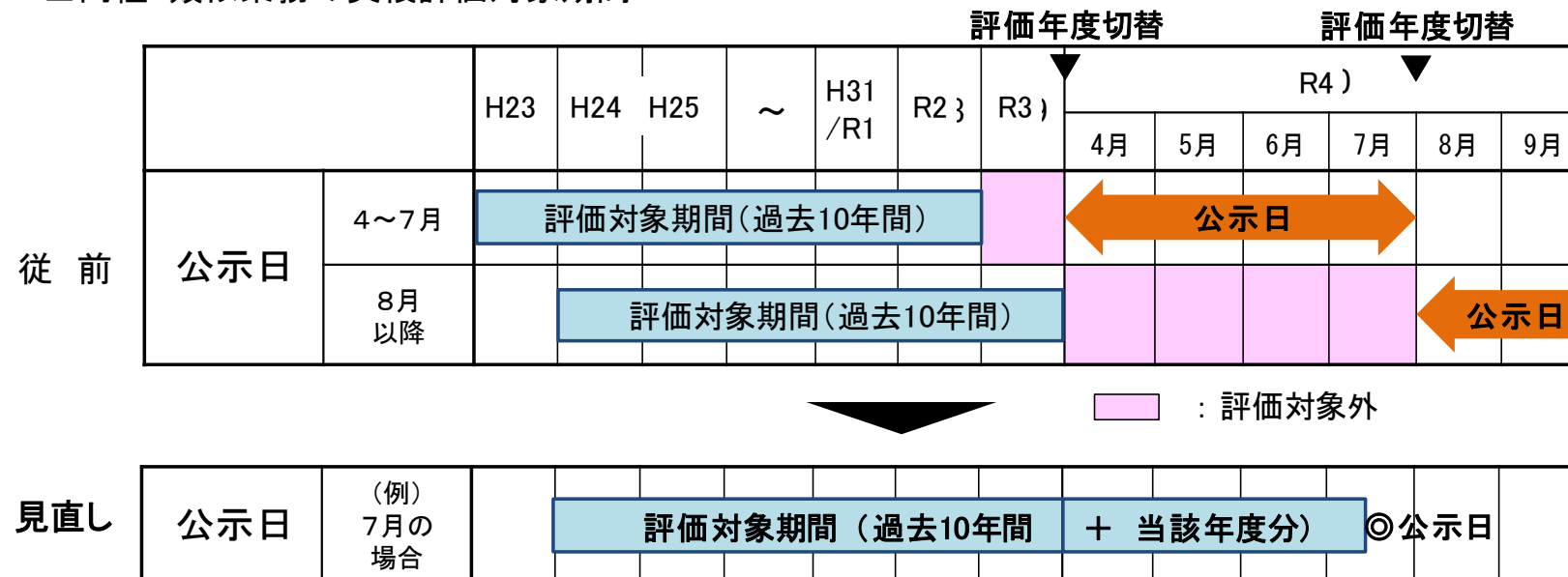
【趣旨】「履行期限の平準化」の取組み推進（繰越制度の活用等）等への対応

【対象】同種・類似業務実績を求める業務

【概要】○評価年度の切替を4月とし、過去10年＋当該年度の公示日までに完了した業務が対象となるよう見直し【H28.4公示～】

○評価対象期間内に出産前・後及び育児、介護休業を取得している場合は、所定の期間を延長（1-⑩ 業務実績等の評価対象期間の延長（休業考慮）を適用）

■同種・類似業務の実績評価対象期間



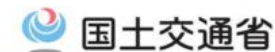
【趣旨】 海外進出や国内外の技術者の相互活用の促進

【対象】 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務

【概要】 ・海外インフラプロジェクト技術者認定を受けた同種・類似業務を実績と認める【R3.4～】

・海外インフラプロジェクト表彰を受賞した技術者を、配置予定技術者の優良表彰の評価において加点評価

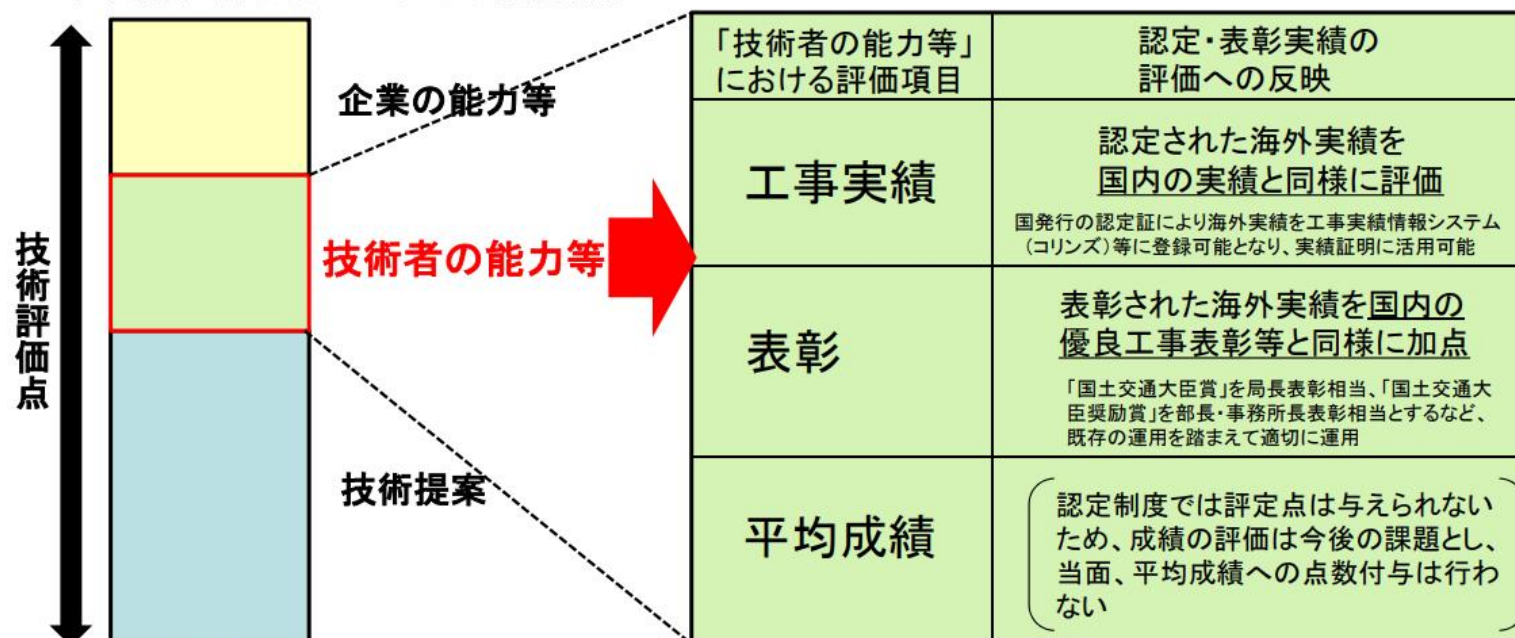
認定・表彰された実績の直轄工事・業務における評価



- 本制度による海外プロジェクトの認定・表彰実績を令和3年4月1日以降に入札契約手続を開始する直轄工事・業務の入札・契約から評価に活用。
- 認定実績を同種工事等の実績として認めるとともに、表彰実績を国内での優良工事表彰等と同等に加点評価。
- 直轄工事等で海外工事等の実績が国内実績と同様に評価されることで、技術者が海外で活躍できる環境を整備。

■直轄工事等における認定・表彰の評価への活用(イメージ)

総合評価落札方式における技術評価



※工事の「技術提案評価型」の場合の例

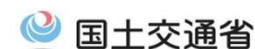
【趣旨】 品質確保のため、より高い技術力を有する技術者の参加機会の確保(手持ち業務量による受注制限を改善)

働き方改革等への配慮から、件数は変更せず、状況の変化※のみを考慮

【対象】 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務

【概要】 配置予定管理(主任)技術者の手持ち業務量の金額上限見直し【R3.4～】

手持ち業務量の緩和



○建設コンサルタント業務等は、管理技術者等が個々の業務の担当技術者を統括して、複数の業務を同時進行で実施することが通常

○ 業務量の集中、労働条件の悪化等による業務成果品の品質低下を防ぐため、手持ち業務量を設定

建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の運用について

建設省厚契発第 43 号平成 12 年 12 月 6 日

(略)

4) 業務実施上の条件

① 配置予定技術者 に対する要件は、以下のとおりとする

・ 手持ち業務量

平成○年○月○日現在の手持ち業務量(特定後未契約のものを含む)

管理技術者: 全ての手持ち業務の契約金額合計が
○円未満かつ手持ち業務の件数が○件未満である者

(略)

【注:「手持ち業務」は契約金額が500万円以上の業務を対象とする。】

【注:「○円」は4億円程度、「○件」は10件程度を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】

(以下略)

【状況の変化】

<新たな業種の発生>

- ・事業促進PPPの導入・拡大(H24から導入)
- ・当該業務の契約金額は概ね120百万円/件

<契約額の変化>

- ・当時は平均契約額を4,000万円/件を想定と思料
 - ・R1年度完了業務の平均は約4,500万円/件
- 発注ロットの変化等が原因と思料



- ・手持ちの金額が、上限に達しやすくなっており、災害復旧等、緊急時への対応に支障が生じる懸念が有
- ・新たな業種の発生や契約額の変化・物価の変動等を考慮した上で、手持ち金額を緩和すべきではないか

入札説明書 共通事項
配置予定技術者に対する要件
管理(主任)技術者

ウ) 手持ち業務量の制限
契約額の合計が4億円未満
かつ契約件数の合計が10件未満
であることを標準とする。
(以下略)



ウ) 手持ち業務量の制限
契約額の合計が5億円未満
かつ契約件数の合計が10件未満
であることを標準とする。
(以下略)

※手持ち業務の中に低入札契約が含まれている場合は、2.5億円、5件未満に変更。

【趣旨】照査技術者の配置要件の見直し

【対象】総合評価落札方式・プロポーザル方式(詳細設計等の照査技術者を配置する業務)

【概要】適性の品質を確保する上で、照査技術者は重要であり、知識や経験が求められる。

照査技術者の要件として、過去10年以内の管理技術者もしくは担当技術者としての実務経験(同種・類似業務)の経験実績を求めていることから、照査業務のみを行うベテラン技術者の場合、配置要件を満たさなくなる。建設コンサルタントの技術者不足が指摘される中、ベテラン技術者の豊かな知識・経験が生かし、照査技術者を継続的に行えるように要件を見直す。【R4.8～】

設定条件

業務経験ー過去10年間の同種・類似業務の実績として、照査技術者の実績を追加。【見直し】

技術力ー過去4年間の業務成績評点に、照査技術者として携わった業務の業務評定点を追加。【見直し】

指名・選定			現行 評価基準
資格・実績	業務経験	同種・類似業務の実績	管理(主任)・担当技術者の実績
成績・表彰	技術力	業務成績評点	管理(主任)・担当技術者で携わった業務の業務評定点
技術評価点算出・特定			現行 評価基準
資格・実績	業務経験	同種・類似業務の実績	管理(主任)・担当技術者の実績
成績・表彰	技術力	業務成績評点	管理(主任)・担当技術者で携わった業務の業務評定点



見直し（案）	
評価基準	
管理（主任）・担当・ 照査 技術者の実績	
管理（主任）・担当・ 照査 技術者で携わった業務の業務評定点	

見直し（案）	
評価基準	
管理（主任）・担当・ 照査 技術者の実績	
管理（主任）・担当・ 照査 技術者で携わった業務の業務評定点	

※国土地理院で発注されている業務においては、担当技術者ではなく、作業班長として登録されているもの

【趣旨】テレビ会議システムによるヒアリングの実施を標準化

【対象】技術提案内容のヒアリングを実施する全ての発注方式

【概要】従来より対面式によりヒアリングを実施してきたが、感染症対策から原則ヒアリングを実施しない運用としてきたが、**発注者及び受注者双方から技術提案書の内容をヒアリングにより確認したい**との要望があり、テレビ会議によるヒアリングの実施に向けた環境が整ったことから、原則、テレビ会議システムにより実施する。【R4.4～】

テレビ会議システムによるヒアリングの実施

<発注者のメリット>

- ヒアリングを行うことで評価がしっかり出来る。
- 技術提案書提出者に対して、
 - ・受付する時間
 - ・会場(会議室)までの誘導
 - ・会議室の確保
 等が無くなる。

<受注者のメリット>

- 会場(発注事務所等)への移動時間が無くなる。
- 技術提案の内容をしっかりとアピールすることが出来る。

在宅勤務でもヒアリング可能なことから働き方改革にも寄与し、移動時間の削減により生産性向上に寄与。

感染症対策から原則ヒアリングを実施しない運用における評価風景(自席等で評価)



※ヒアリング実施
プロボ、総合評価(標準型1:2、標準型1:3)
※ヒアリング省略
総合評価(標準型1:3(技術者評価重視型))
総合評価(簡易型1:1、実施能力評価拡大型)

テレビ会議システムを活用したヒアリング風景



【趣旨】他の総合評価においても、すべての業務で管理技術者のCPD加点評価を実施しているため、
発注者支援業務等でも加点評価。

【対象】一般競争入札(総合評価落札方式 簡易型1:1 及び 標準1:2)で発注する業務

【概要】市場化テストも終了し、発注者支援業務等の品質確保の観点から、継続教育を行い技術の
研鑽に取り組んでいる管理技術者について継続教育取組実績CPDの取得状況に加点評価。【R5.8～】

発注者支援業務 標準型1:2の例

評価項目			業務分野別の評価基準			総合評価 (標準型)	
			工事監督支援	積算技術	技術審査		
管理技術者	資格要件	技術者資格等	①・技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ※業務内容に造園工事が相当程度含まれると判断する場合 ・一級造園施工管理技士	①・技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ※業務内容に造園工事が相当程度含まれると判断する場合 ・一級造園施工管理技士	①・技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ②・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)	①5 ⇒ 4 ②3 ⇒ 2	
			①電気通信設備工事の場合 ・技術士(総合技術監理部門-電気電子又は電気電子部門) ・一級電気施工管理技士 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ②・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)	①電気通信設備工事の場合 ・技術士(総合技術監理部門-電気電子又は電気電子部門) ・一級電気施工管理技士 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ②・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)			
	継続教育取組実績 CPDの取得状況					1	
		専門技術力	業務執行技術力	①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。			①5 ②3
	情報収集力	地域精進度	①事務所等管内における同種又は類似業務の実績がある。 ②事務所等が所在する都県に隣接する都県(整備局管内)における同種又は類似業務の実績がある。 ③整備局管内における同種又は類似業務の実績がある。 ④事務所等が所在する都県に隣接する都県(整備局管外)における同種又は類似業務の実績がある。 ⑤その他(①～④以外)			①5 ②4 ③3 ④2 ⑤0	
担当技術者等の経験	予定担当技術者等の専門技術力	① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 ③ ①、②以外 ※複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された予定担当技術者の上位1名の評価値とする。				①5 ②3 ③0	
	業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。				10	
実施方針等	実施体制	下記の場合に優位に評価する。 ・担当技術者(管理技術者は対象外)の人数、代替要員の確保など業務を遂行するうえで体制が確保されている場合。 ・担当技術者の技術力の確保及び向上に向けた取り組みが具体的に示されている場合。 ・業務発注担当部署からの指示事項等の担当技術者への円滑な伝達と共有のための手法、及び担当技術者へのフォロー方法が具体的に示されている場合。 ・業務工程等の変化による業務量の変動に対する業務実施体制が具体的に示されている場合。				20	
技術提案	本業務における留意点	的確性	必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法)が網羅されている場合に優位に評価する。				20
		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。				10

対象業務

	業務名
発注者支援業務等	積算技術業務
	技術審査業務
	工事監督支援業務
	河川巡視業務
	河川許可審査支援業務
	ダム管理支援業務
	堰・排水機場等管理支援業務
	道路許可審査・適正化指導業務
その他	用地補償総合技術業務
	調査設計資料作成業務
	用地調査点検等技術業務
	裁決申請等関係資料作成整理等業務及び災害復旧用地関係資料作成整理等業務
	施工体制調査業務

- ・建設系CPD協議会の構成団体
- ・測量系CPD協議会
- ・補償コンサルタントCPD協議会

各々協議会が発行するCPDの登録
証明書等があり、推奨する単位を満
たしている場合に評価

3. 事務手続きの効率化

趣旨 働き方改革、労働基準法改正（残業時間の上限規制）を受けた再改善（感染症拡大防止効果も期待）

対象 資料閲覧を行う全業務（原則、契約中の業務も含む）

概要 過年度成果等の資料閲覧時に、クラウドを介した電子成果品の一時コピーを認めることで、発注事務所等へ移動せずに、自社において資料閲覧を行える方式に改善。

現行（新試行：R2.9～）

- クラウドを活用した電子成果品データ等の一時DL、閲覧を可とする。※電子データが無い資料を除く
- 従来FAXで行っていた閲覧申請をメール申請に改善。誓約書もメール提出可。（R2.12～改善）

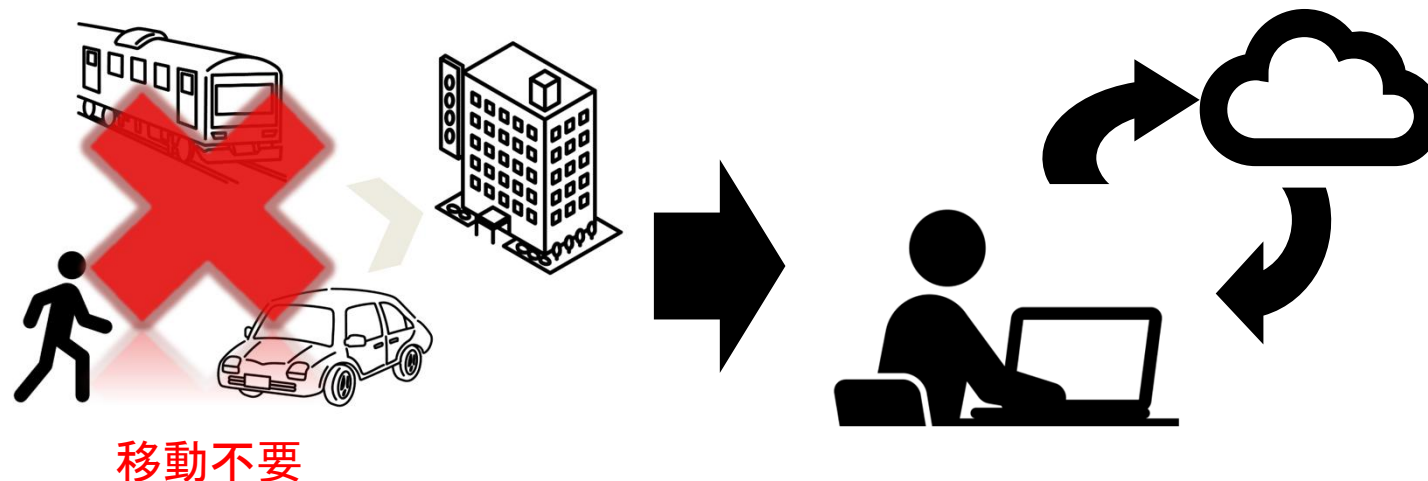
期待される効果

主に受注者側の働き方改革に寄与

- 閲覧会場への移動が不要（自社でDL、一時複製、閲覧が可能） など

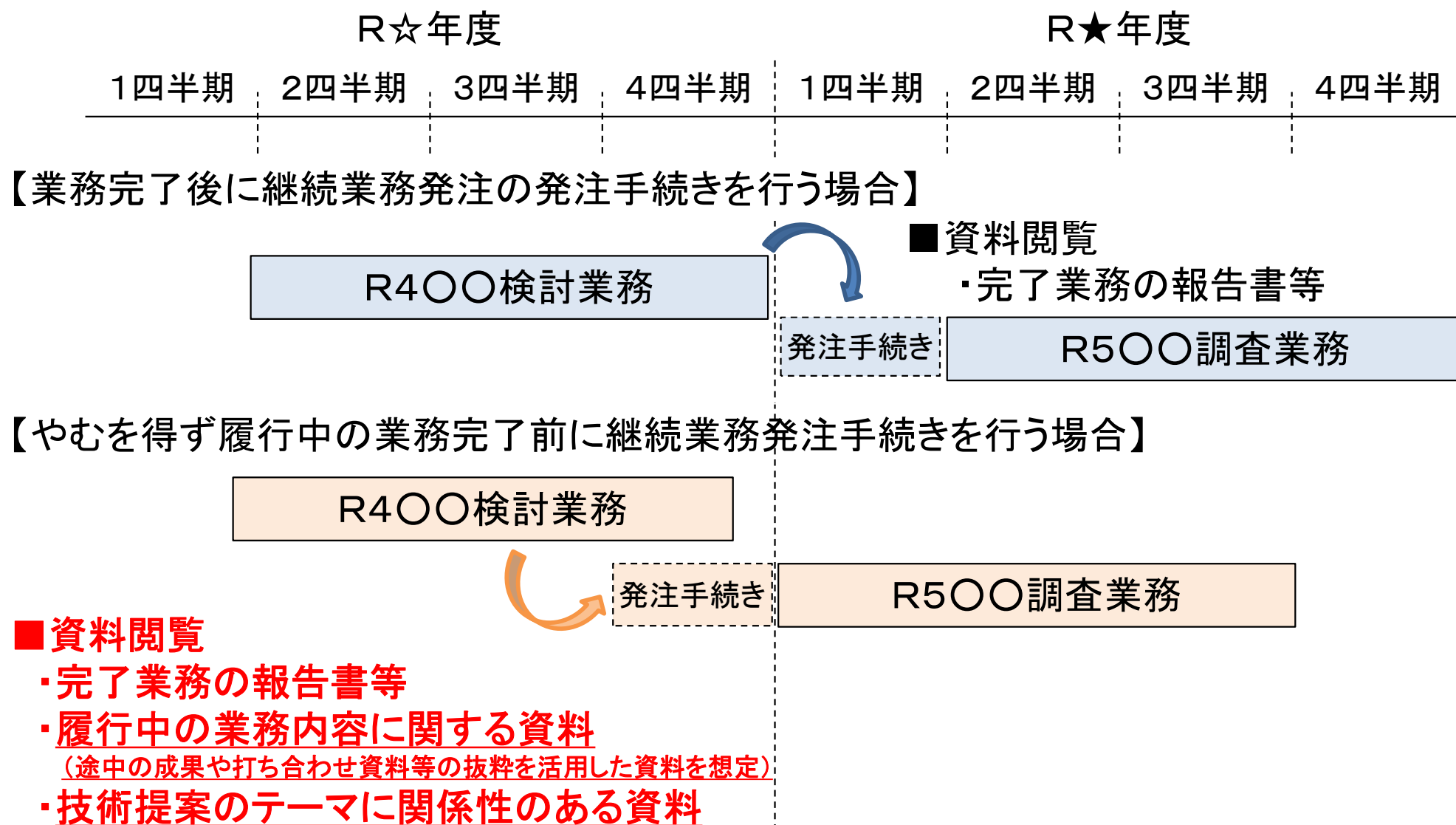
留意事項

- 電子データの取扱い（セキュリティ対策）として、誓約書提出を義務づけ
- 電子成果品が無い（電子成果品以前の業務成果など）場合は、従前通りの閲覧（紙成果）で実施



○資料閲覧の実施方法

- ・ R 2 年度よりクラウドを活用した資料閲覧を実施
→ 資料閲覧は事務所へ来所することなく電子データにて資料閲覧を実施



◆入札説明書等の記載の簡素化

【趣旨】入札参加にかかる作業(受注者)、評価作業(発注者)の負担軽減 等

【対象】プロポーザル方式、総合評価方式で発注する業務

【概要】・入札説明書等の記載内容見直し・共通事項のホームページ掲載

- ・指名選定時等の評価方法見直し・参加表明書添付資料の簡素化
- ・総合評価落札方式(簡易型)の技術提案書記載内容の見直し・過剰記載の抑制【H27.8～】
- ・実施方針おける評価ポイントの明確化【H28.8～】

■技術提案書の記載内容

項 目	従 前	試 行
実施方針	・業務を実施する上での着目点を抽出し、それを踏まえた実施方針、品質管理等について記載。 ※着眼点は複数記載可	・発注者が提示する、成果の品質に関わる事項 業務のクリティカルパス 等 における課題(留意点)とその理由及び具体的な対応方針を記載。 ※課題は最も重要と考えられる1項目を記載。
実施手順	業務実施手順を示す実施フローを記載。	従前通り。
工 程 表	業務量の把握状況を示す工程計画を記載。	従前通り。
そ の 他	有益な代替案、重要な指摘事項について記載。	—

◆入札公告資料の合理化

趣旨)事務負担の軽減、記載ミスの防止

対象)プロポーザル方式、総合評価方式で発注する業務

概要)入札説明書(個別)等に記載されている資格要件や参加表明書の提出期限などの必要事項を定型様式にとりまとめ、入札説明書(個別)に添付。【R2.4～】

受注者の業務内容確認作業の負担の軽減、発注者の条件設定のミス防止をはかる



図1 入札公告資料の合理化 (様式例)

1. 業務概要
○○○○

2. 業務内容
○○○○

3. 業務内容
【例】本業務は、○○○○を目的として実施される。

4. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

5. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

6. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

7. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

8. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

9. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

10. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

11. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

12. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

13. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

14. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

15. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

16. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

17. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

18. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

19. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

20. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

21. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

22. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

23. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

24. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

25. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

26. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

27. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

28. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

29. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

30. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

31. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

32. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

33. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

34. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

35. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

36. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

37. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

38. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

39. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

40. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

41. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

42. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

43. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

44. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

45. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

46. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

47. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

48. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

49. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

50. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

51. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

52. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

53. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

54. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

55. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

56. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

57. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

58. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

59. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

60. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

61. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

62. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

63. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

64. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

65. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

66. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

67. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

68. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

69. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

70. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

71. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

72. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

73. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

74. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

75. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

76. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

77. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

78. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

79. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

80. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

81. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

82. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

83. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

84. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

85. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

86. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

87. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

88. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

89. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

90. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

91. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

92. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

93. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

94. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

95. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

96. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

97. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

98. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

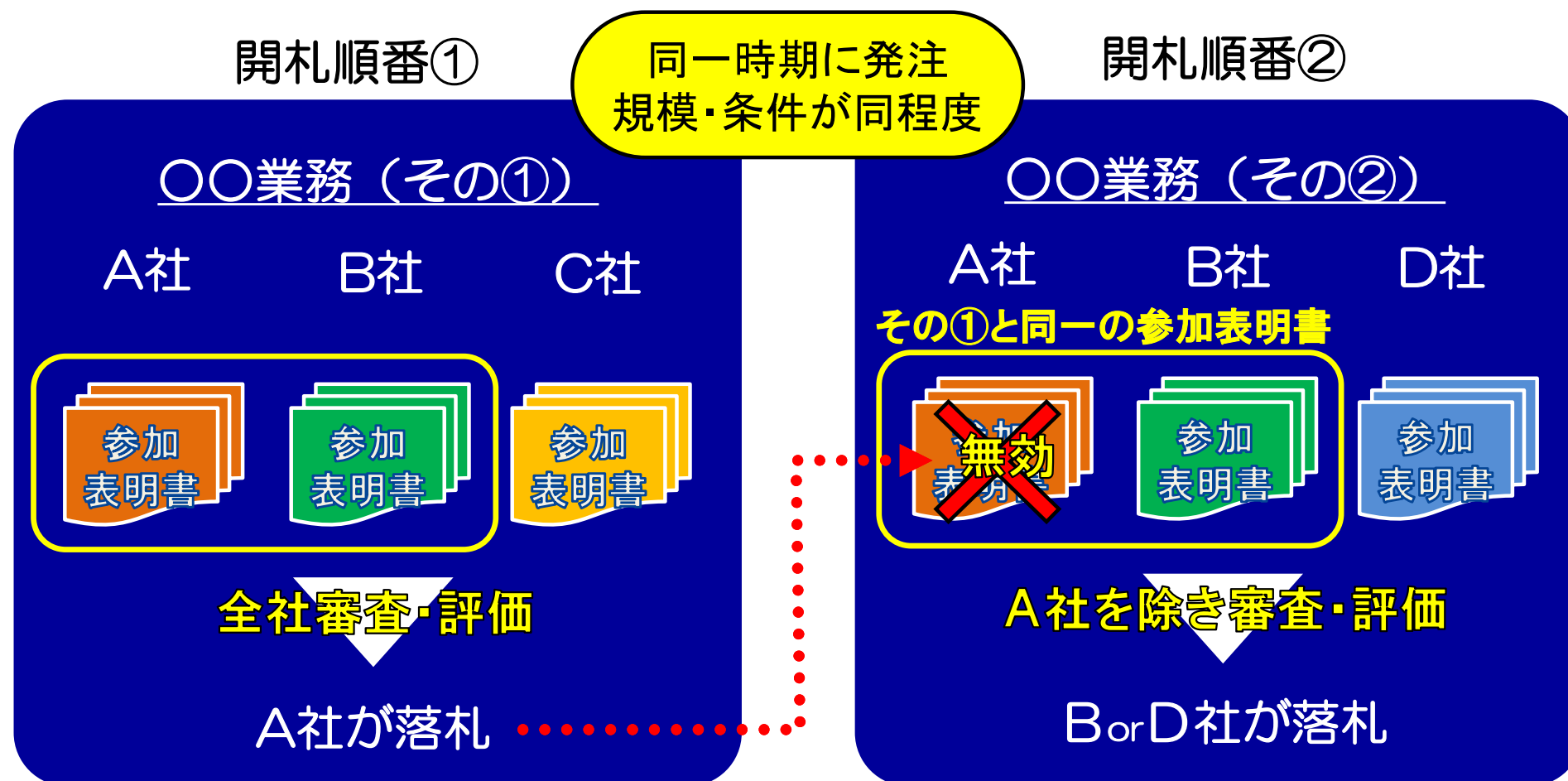
99. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

100. 業務の範囲
本業務は、○○○○を目的として実施される。

【趣旨】受注者の入札参加にかかる作業負担軽減 等

【対象】総合評価落札方式で発注する業務のうち、十分な競争性が確保でき、技術的難易度が比較的高くないもの
(例えば災害時の測量・設計業務などの実施期間・期限が限られている業務等)

【概要】・同一時期発注の規模、条件が同程度の複数業務に、同一の参加表明書での参加を認め、評価する方式。
・あらかじめ定めた開札順番で開札し、落札者を決定(同じ管理技術者での重複受注は認めない)【H28.8～】



【趣旨】受・発注者の負担軽減

【対象】総合評価落札方式(標準型(1:3))で発注する業務

【概要】評価テーマを設定せず、配置予定技術者の「業務成績」、技術提案の「実施方針」を重視する評価方法。
H27年度から詳細設計等の業務に限定して適用。活用促進を図るため、通常の標準型との使い分けを
個々の業務特性に応じ判断できるよう見直し(試行対象を全業務に拡大)
更なる事務負担軽減のため、ヒアリングを省略。【H29.4～】

【趣旨】評価・審査の効率化、事務負担の軽減

【対象】総合評価落札方式、プロポーザル方式(総合評価型)で発注する業務

【概要】「簡易な参加表明書」により、非指名と想定される者をより分けることにより、評価・審査の効率化、
事務負担の軽減を図る。
また、参加表明書の様式をExcel形式にまとめ、参加表明書作成の作業が効率的に行える仕組みを構築
し、参加者の事務負担の軽減を図る。【H30.8～】

【趣旨】総合評価落札方式(一部試行を除く)の技術提案書の評価にて無効となった参加者に対し、その旨を通知する。

【対象】(簡易)公募型競争入札(総合評価)方式(簡易型の実施能力評価型を除く)で発注する建設コンサルタント業務

【概要】対象業務では指名通知のみ通知し、技術提案書が無効となった場合、通知が無く、入札に参加する。
提案が無効の場合、入札に至る前に技術提案書が無効となった旨を通知することで、無効な入札手続き
を省略する。なお、提案の無効がない場合は、通知せず入札を執行する。【R4.4～】

【趣旨】評価・審査の効率化、事務負担の軽減

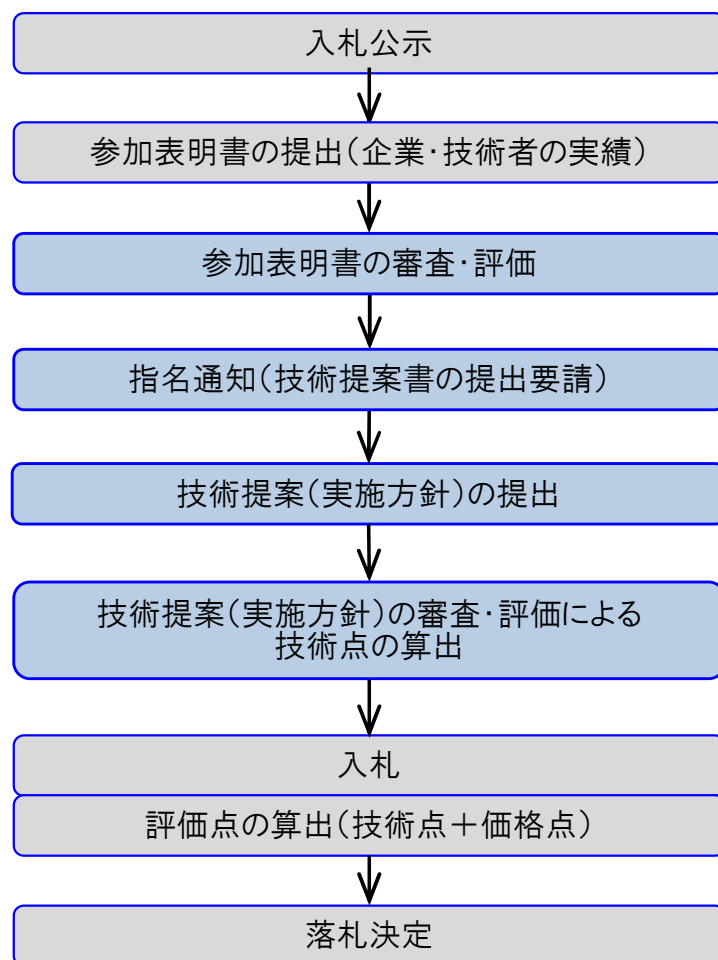
【対象】総合評価落札方式(簡易型)で発注する一部業務

【概要】参加表明書と技術提案書(実施計画書)の提出を同時に求め、実施能力の確認と参加表明書による技術評価を行い、評価・審査の効率化、事務負担の軽減を図る。

技術提案書(実施計画書)の記載は簡素化し、受注者の資料作成の負担軽減を図る。

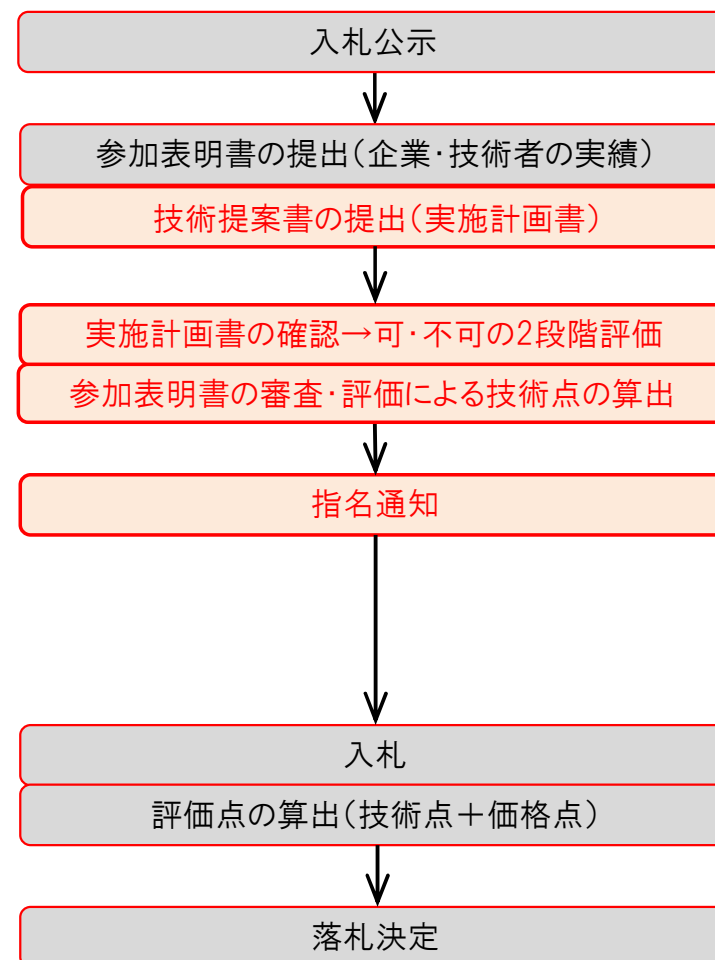
試行対象業務は当面「水質調査業務」「交通量調査業務」「点検業務」とする。【R1.8～】

【指名競争】総合評価落札方式の実施手順



2段階審査を
1段階審査へ
手続き期間の
短縮

【指名競争】総合評価落札方式(実施能力評価型)の実施手順

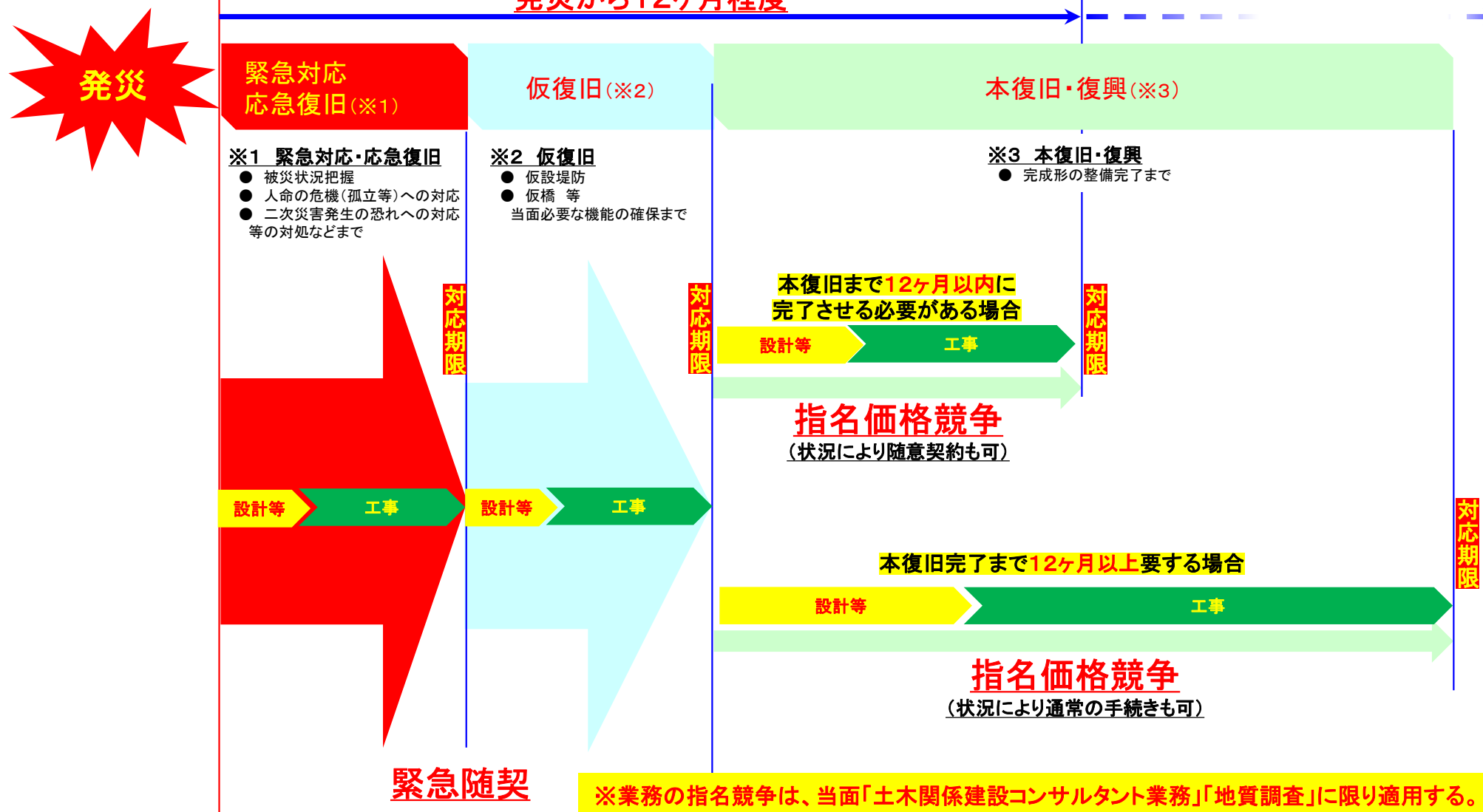


【趣旨】品確法改正、災害の激甚化など受けた、迅速な災害対応体制の確保

【対象】災害復旧等関連の業務（※当面「土木関係建設コンサルタント業務」「地質調査」に限り適用）

【概要】迅速な体制確保のため、災害復旧等関連業務に、**随意契約、通常指名競争を積極的に活用【R2.4～】**

発災から12ヶ月程度



◆インターネットを活用した建設コンサルタント業務等の入札・契約過程、契約内容等に係る情報公表

【趣旨】 働き方改革、労働基準法改正（残業時間の上限規制）を受けた改善

【対象】 建設コンサルタント業務等

【概要】 従前、事務所等で閲覧に供していた、入札・契約過程、契約内容等に係る情報を自社等で「入札情報サービス（PPI）」により閲覧可能に改善。【R2.10～】

入札情報サービス（PPI）で閲覧可能な情報

指名競争	プロポーザル
指名業者名及び指名理由	選定業者名及び選定理由
公募型・簡易公募型競争入札の指名結果書	公募型・簡易公募型プロポーザル方式における選定結果書
予定価格	プロポーザル評価表
調査基準価格	プロポーザル方式の特定結果書
予定価格の積算内訳	随意契約結果及び契約の内容※
業務設計書	予定価格の積算内訳※
契約の内容	業務設計書※
入札調書	プロポーザル評価表
技術点評価結果	

※ プロポーザルに付した場合以外の随意契約においても適用

設計業務等における品質確保対策等について

令和8年度「設計業務等の品質確保対策及び入札契約方式等の改善」重点方針

国技建管第19号
国技建調第4号
令和8年3月30日

各地方整備局 企画部長 殿
北海道開発局 事業振興部長 殿
沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

大臣官房 技術調査課
建設システム管理企画室長
建設技術調整室長

令和8年度「設計業務等の品質確保対策及び入札契約方式等の改善」の
取り組みについて

国土交通省では設計業務等の品質向上に向けた業務環境や入札契約方式等の改善の取り組みを進めている。

令和7年度 of 取組状況等を踏まえ、別添のとおり令和8年度の重点方針を定めたので、各地方整備局等において、引き続き「設計業務等の品質確保対策及び入札契約方式等の改善」に努められたい。

なお、本通達 is 原則として、令和8年度に契約を締結する業務に適用するものとするが、令和8年3月31日以前に入札手続きを開始した業務において、発注者がやむを得ないと判断する場合は、この限りではない。

- 1.目的
- 2.業務の計画的な発注
- 3.適切な入札・契約方式の選定
- 4.条件明示の徹底
- 5.適切な履行期間の設定
- 6.業務スケジュール管理表の活用
- 7.履行期限の平準化
- 8.事業促進PPP等の活用
- 9.合同現地踏査
- 10.業務環境の改善に向けた取組
- 11.設計成果の品質確保
- 12.災害時の対応
- 13.BIM/CIM原則適用

令和8年度追加
猛暑期間・猛暑時間の回避

品質確保対策にかかる下線部は、次ページ以降に詳細説明

■ 関東地方整備局における品質確保対策一覧

重点方針	取組項目	対象業務	実施期間	備考
条件明示の徹底	① 条件明示チェックシート(案)の活用	設計	平成24年度～試行 令和8年度～入札公告時に参考資料として添付(すべての対象業務)New!!	対象業務：道路、橋梁、樋門・樋管、排水機場、築堤護岸、山岳トンネル、共同溝、砂防堰堤 の予備・詳細設計（修正設計・補修設計含む）
	② 工事発注時チェックシート(案)（橋梁詳細設計）の試行		令和4年度～試行	
業務スケジュール管理表の活用	③ 業務スケジュール管理表の活用	測量 地質 設計	平成22年度～一部試行 平成23年度～完全実施 令和2年度～適用業務拡大	
合同現地踏査	④ 合同現地踏査の実施	設計	平成22年度～一部試行 平成23年度～完全実施	平成27年度～標準歩掛化
	⑤ 合同現地踏査等における地質技術者の参画について	地質 設計	平成29年度～試行	
業務環境の改善に向けた取組	⑥ ワンデーレスポンスの実施	測量 地質 設計	平成22年度～一部試行 平成23年度～完全実施	
	⑦ 設計業務等の業務環境の改善（ウィークリースタンス）	測量	平成30年度～ 令和3年度～適用業務拡大	実施状況報告の提出（受注者）
設計成果の品質確保	⑧ 照査体制の強化「赤黄チェック」	設計 地質 設計	平成25年度～試行 平成28年度～完全実施	
その他	⑨ 業務推進審査会の設置	測量 地質 設計	平成28年度～	
	⑩ 土木設計業務変更ガイドライン補足資料の活用		平成29年度～	

① 条件明示チェックシート(案)の活用

- 予備設計等で整理・作成した条件明示チェックシートを、詳細設計業務の業務着手時(契約後)受注者に対して提示するもの。
- 必要な情報を漏れなく明示するためのツールとして活用。

対象業務・・・下記の「詳細設計」

- 道路 ○橋梁 ○樋門・樋管
 - 排水機場 ○築堤護岸 ○山岳トンネル
 - 共同溝 ○砂防堰堤
- (全て修正設計・補修設計含む)

作成から提示までの手順

1. 対象業務の条件明示チェックシート(案)を用意
(予備設計で作成されていない場合は、発注者が作成)
2. チェックシート項目②～④を記載
※予備設計でチェックシート作成済みの場合は、
確認の上、必要に応じて追記する
3. 「設計業務の条件明示検討会(仮称)」の開催
※チェックシート内容の確認
(発注審査会、設計積算審査会 等でも実施可)
4. 業務着手時(契約後)シートを受注者に提示
提示時にチェックシート項目⑤も記載

チェックシートの構成と項目

- ① 詳細設計業務実施に必要な条件
 - ・明示項目
 - ・主要内容 ← (案)に記載済み
- ② 対象項目
(条件明示の対象なら○、対象外なら×を記載)
- ③ 確認状況および確認日
(全確定なら○、一部確定は△、未確定は×
の記号と、それを確認した日付を記載)
- ④ 確認資料
(資料の名称、頁番号等を記載)
- ⑤ 備考
(③が△×の進捗状況を記入)

効果

- ◆明示すべき事項の漏れを防止
- ◆条件確定の有無と時期を受発注者で共有

1. 入札公告段階における条件明示チェックシートの提示

- 条件明示チェックシートの提示時期を契約後から入札公告時に変更(令和元年8月公示より適用)。
- 試行として1事務所1件の実施としていたが、条件明示の徹底を目的に全ての業務を対象に見直し

	従 前	現 在 (試 行)
対象業務	① 道路詳細設計(平面交差点を含む)、 ② 橋梁詳細設計、③ 樋門・樋管詳細設計、 ④ 排水機場詳細設計、⑤ 築堤護岸詳細設計、 ⑥ 山岳トンネル詳細設計(換気検討を含む)、 ⑦ 共同溝詳細設計、⑧ 砂防堰堤詳細設計 (全て修正設計・補修設計含む)	同左
提示時期	詳細設計契約後の1回目打合せ	入札公告時(条件明示チェックシートを入札公告資料とともに掲載)

2. 提示時期を前倒しするメリット

【発注者のメリット】

- ・ 当該業務の実施内容や関連機関との調整未了といった申し送り事項を特記仕様書作成時に把握できる。
- ・ 当該業務公告前に実施する入契委員会で、所長を含めた関係各課に設計内容・設計条件が周知できる。

【入札参加者のメリット】

- ・ 条件明示チェックシートの内容により、当該業務の懸案等を把握でき、入札参加の判断材料となる。
- ・ 条件明示チェックシート内容を把握することで、受注後、工程を含めた各種取組の対策が早急に対応できる。
例えば、関連機関との調整未了の案件があれば、当該業務はいつまでに把握しなければならないかというクリティカルパスの把握が可能となるとともに、業務計画書に反映できる。

- 橋梁の詳細設計時に、設計条件や関係機関協議の調整状況や配慮事項をまとめたもの。
- 円滑な工事発注につなげるとともに、工事発注作業の効率化を図る。

対象業務

- 橋梁詳細設計
- ※適用に当たっては、設計対象橋梁の現地状況を踏まえ、道路部道路工事課と調整すること。

実施内容

- ①受注者（建設コンサルタント）が、設計条件や関係機関との調整状況、施工上の配慮事項を「工事発注時チェックシート」の様式に記入する。
 - （１）基本的な設計条件、（２）地形・地盤条件・地下水位、（３）環境及び景観検討の必要性、（４）施工上の配慮事項、（５）関係機関との調整実施の確認
- ②記入された様式を発注者が確認する。
- ③詳細設計業務の成果品の一部とする。

費用計上

- 工事発注時チェックシートの作成費用は、見積もりにより設計変更の対象とする。

工事発注時チェックシート(案)(橋梁詳細設計)									
【 〇〇 橋梁詳細設計業務】〇〇年〇月 作成 施工発注時には、施工上の配慮事項を等価課し、必要に応じて修正を行う。									
項目	内容	項目	状況	協議先	工事発注時の配慮事項（赤字：記載例）	確認資料	確認日	施工時条件変更	備考
明示項目	主な内容	【選択】 △：協議中 ×：協議済	【選択】 △：協議中 ×：協議済	【選択】 △：協議中 ×：協議済	内容（未実施の場合は理由）を記載 （協議して決定された条件、想定される施工リスク、配 慮すべき事項を記載）	発注者が 確認する 資料の名称、 頁等を記入	発注者が 確認する 日付を記入	下部工事 基礎工事 上部工事	事 例 【よくある事項】
基本的な 設計条件	1 暫定施工、二期線路など道路整備 段階および一連の橋梁の分期発注 における施工計画上の配慮事項 【各関係機関との協議を協議】 ・現地での暫定施工の計画、二期 線路施工および分期発注における 設計上の留意				①詳細設計時には、上下線同時施工の計画条件で設計 した。 施工時に、 <u>片側線路を暫定施工とする場合は、車 道・歩道などの変更による各種数値の確認・修正が必要</u> である。 ②詳細設計時には、想定される使用可能な施工方法及び施 工手続を用いる条件で設計した。 施工時に、 <u>施工手続や施工方法を変更する場 合は、仮設・変換工事の必要性による数値の確認・修正 が必要</u> である。				・暫定施工における二期線路へ配慮した事項（仮 設・変換工事など） ・二期線路施工における暫定施工側構造物への配 慮事項、留意事項 ・二期線路が予定している場合、土留め矢張りの引張 き影響や、柱施工（ローダー、クレーン吊り作業等）の 近接作業に対する安全確保の条件と配慮事項 ・暫定施工時、片側線路の両側施工時に本線への 掘削の影響を及ぼさない工夫など施工上の配 慮事項 ・暫定施工における仮設・変換工事の他、取合部の 防錆処理や施工範囲の考大方等に関する二期線 路への配慮事項 ・暫定使用時の維持に配慮し、橋面排水および橋 下排水（スラウドレンの設置等）の配慮事項、追 加設計の必要性 ・多段階橋梁を分期発注する場合に、「設計上想 定している施工ステップ、併合部（連結部）の施工 時期、材料等に関する配慮事項、条件 ・一連の橋梁を分期発注（例：PCCS併合部連続部を3 段階と区間に分割されるケースの場合、施工進 捗に留意事項を発生することから材料の確保等） によるたわみや防錆性への配慮が必要
	2 気象条件における設計施工条件 ・想定している冬期休止期間 ・コンクリート打設時期による配慮の 有無 ・積雪の影響（施工中の積雪は除雪 が雪害まで考慮）				①詳細設計時には、施工計画の前段となる冬期休止期 間について当該地域の過去実績から定めた条件として期 間を〇月〇日～〇月〇日の〇ヶ月間にて設計した。 ②詳細設計時には、 <u>仮設橋（仮設橋）にあっては、冬期止 期間中に凍結を発生させるのは、凍結を考慮した設計 などの数値変更について確認・修正が必要</u> である。 ③詳細設計時には、 <u>仮設橋（仮設橋）にあっては、冬期止 期間中も除雪するものとして雪害を考慮しない条件で 設計した。</u> 施工時に、 <u>施工計画の見直しにより、冬期休止 期間中の凍結上の配慮を行わない場合には、雪害を 考慮した設計の見直しが必要</u> である。 ④詳細設計時には、 <u>仮設橋（仮設橋）の施工時に、冬 期休止期間中は除雪するものとして雪害を考慮しない 条件で設計した。</u> 施工時に、 <u>施工計画の見直しにより、仮設橋（仮 設橋）の施工時に、冬期休止期間中は除雪するもの として雪害を考慮しない条件で設計した。</u>				・施工年によって降雪時期が異なるので、対応が 必要となる事項（コンクリート材料変更など）（施工 時期の遅延のための対応（コンクリート）） ・工期設計における気象関係の配慮事項（冬期休 止など気象条件を考慮した工期設計など）
	3 動植物等に関する事項 ・動植物による施工期間の制約 ・樹木の伐採、移植条件 ・振動騒音の制限、高さ制限、施工 時間・期間の制限				①詳細設計時には、施工への配慮事項の図に示す項 目について、地元と協議し、若干の程度と程度に留める 条件で設計した。 施工時に、 <u>若干の程度と程度に留めるように 注意が必要</u> である。 ②詳細設計時には、 <u>関係工区でオウゴン（希少動物）が 確認されているもの、本工区では確認されていないた め、希少動物がいない条件で設計した。</u> 施工時に、 <u>希少動物がいない条件で設計した。</u> 施工時に、 <u>希少動物がいない条件で設計した。</u> 施工時に、 <u>希少動物がいない条件で設計した。</u> 施工時に、 <u>希少動物がいない条件で設計した。</u>				・樹木の伐倒については、地元要望など設計で考慮 し事項の有無、考慮すべき事項 ・希少動物を確認した場合、保護の対象が確認 するなどの配慮すべき事項の記載

➤ 通常の業務工程表とは別に、履行中に発注者の判断・指示が必要とされる事項の役割分担、回答期限等も明記した「業務スケジュール管理表」を受注者が作成し、発注者と共有する。

対象業務

➤ 全ての測量業務、地質調査業務、
土木関係コンサルタント業務
※発注者支援業務、環境調査など通年で実施するものは除く

作成手順と活用方法

- ① 受注者が作成し初回打合せ時に提示
↓
(業務の進捗、状況変化で内容が変わる)
- ② 次の打合せ時に内容を加筆修正した版を受注者が作成し提示
↓
- ③ スケジュール確定まで②を繰り返す

業務スケジュール管理表には、クリティカルパスを記載するとともに、履行中に発注者の判断・指示が必要な事項について受注者と協議し、その役割分担、着手日及び回答期限を明記し、履行期限内に業務が完了するよう円滑な業務進捗を図る。

様式と記載内容

※説明用に簡略化しています

- ・ 業務名、受注者名、管理技術者名等を記載
- ・ 現在の状況、課題、当面の目標等を記載

作業項目	8月	9月	10月	11月	備考
打合せ	○		○	○	
現地踏査					
〇〇設計					★ 中間確認
照査					

工程表（バーチャート）

着手日	作業事項 (タスク)	作業者		状況	目標	懸案事項
		発	受			
			○	完了		
		○			9月末	

判断等を要する事項、未確定事項のリスト

効果

- 業務履行上の課題を明確にできる。
- 適正な履行期間の確保する。

- 受発注者が合同で現地踏査を行い、設計条件や施工上の留意点、関連事業の情報等を確認する。
- 設計方針・情報等を関係者が共有することで、設計成果の品質向上を図る。

対象業務

- 重要構造物に関する詳細設計業務
- ※その他の設計業務についても、合同現地踏査が有効な業務については積極的に実施可能。
- ※受発注者協議により、複数回実施することも可能。

実施内容

- 設計に際し留意すべき現地の情報や状況を関係者が一同に会し共有することにより、現地の詳細状況や制約等を成果品に反映させる。

事例：設計条件、施工の留意点、関連事業の進捗、用地取得状況、進入路、施工ヤード、周辺施設、用排水路等

- 実施体制
受注者(管理技術者・担当技術者等)
発注者(主任調査員・調査員)



留意点

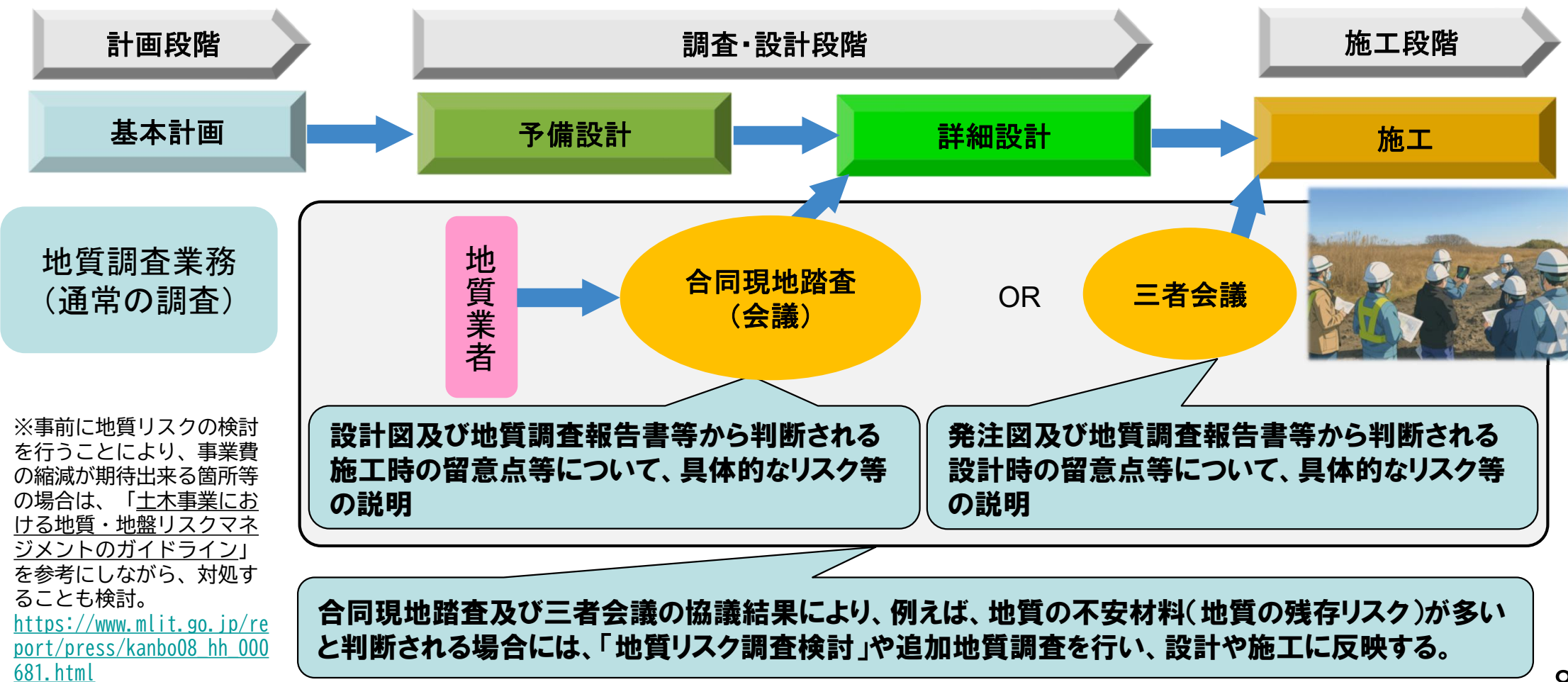
- 業務内容に応じて、合同現地踏査への「参加者の選定」と「適切な開催時期の設定」を行う。
- 受発注者間で事前に確認事項を整理する等、効率的な合同現地踏査の実施に努める。
- 実施後は、実施内容について記録等し、受発注者間で情報共有を徹底すること。

効果

- 現地状況を共有し設計条件を明確化することで、手戻りを減らし業務効率化を図れる。
- 施工条件や周辺情報を受発注者で共有し、設計内容の精度向上と成果品の品質確保が図れる。

- 発注者と土木設計業務等受注者が合同で行う現地踏査や、発注者、土木工事及び土木設計業務等受注者で実施する三者会議に地質技術者が参画する。
- 地質調査で明らかになった地質に関する留意事項について、設計や施工に反映することで品質確保を図る。

【地質技術者の参画のイメージ】



※事前に地質リスクの検討を行うことにより、事業費の縮減が期待出来る箇所等の場合は、「土木事業における地質・地盤リスクマネジメントのガイドライン」を参考にしながら、対処することも検討。
https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000681.html

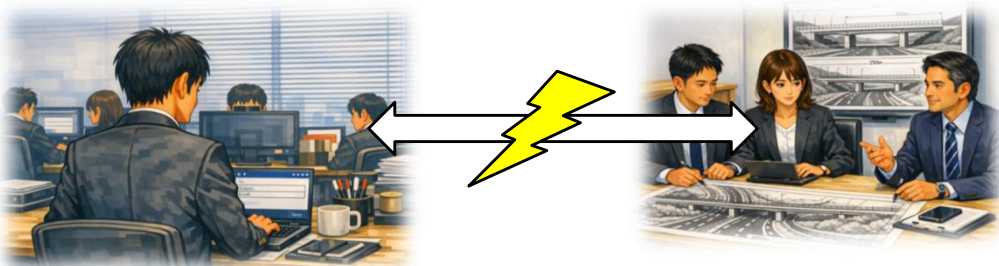
- 受注者からの設計条件に関する質問・協議に対し、迅速に対応することで、円滑な業務の進捗を図る。

対象業務

- 全ての測量業務、地質調査業務、土木関係コンサルタント業務

実施内容

- 業務履行中に受注者より設計条件等に関する質問・協議があった場合は、その日のうちに回答することを原則とする。
- 回答に検討期間を要する場合には、受注者に優先順位や重要度を確認したうえで、適切な回答期限を設定し、確実に回答を行う。



留意点

- 必ずその日のうちに回答する必要は無く、その日のうちに回答期限の明示をするだけでもよい。
- 回答に重要な判断を必要とする場合は、事務所内の統一見解を確認する等、回答内容の正確性を重視する。
- 回答期限を超過する場合は、新たな回答期限の連絡を徹底する。

効果

- 作業の停滞が減少し、受発注者双方の業務進行がスムーズになり、品質確保に寄与する。



- 発注者が受注者に対し作業を依頼する場合は、適切な作業時間を確保するほか、「マンデー・ノーピリオド」、「ウェンズデー・ホーム」及び「フライデー・ノーリクエスト」などの取組項目を実施し、業務環境改善に努める。

対象業務

- 全ての測量業務、地質調査業務、土木関係コンサルタント業務

実施内容

- 業務の実施にあたり、作業を依頼する場合は、適切な作業時間を設定する。
- 取組項目①～⑤について原則実施するものとし、その他の項目についても積極的に取り組むものとする。



進め方

- 初回業務打合せ時に、取組内容を受発注者間で確認・調整のうえ、業務環境改善様式【初回打合せ用】に記入し、打ち合わせ記録簿に添付。

取組項目

原則実施

- ①月曜日を依頼の期限日としない（マンデー・ノーピリオド）
- ②水曜日は定時の帰宅を心掛ける（ウェンズデー・ホーム）
- ③土・日曜に休暇が取れるように金曜日には依頼しない（フライデー・ノーリクエスト）
- ④昼休みや午後5時以降の打合せをしない（ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング）
- ⑤ 定時間際、定時後の依頼、打合せをしない（イブニング・ノーリクエスト）
- ⑥ 金曜日でも定時の帰宅を心掛ける
- ⑦ その他、任意で設定する取組（受発注者で合意した事項）

事例）・業務時間外の電話・メールを控える、在宅勤務を実施 等

フォローアップ

- 受注者は、業務完了後2週間以内に取組項目の実施結果を記録した業務環境改善様式【実施状況報告】を企画部技術管理課へ提出する。

- 設計業務の照査体制を強化し、設計不具合の主要因である図面作成時やデータ入力時の不注意・確認不足による単純ミスを防止する。

対象業務

- 詳細設計業務
(平成29年度から共通仕様書に規定)

効果

- 図面作成時及びデータ入力時の不注意・確認不足の予防

実施内容

- 詳細設計業務の受注者は、照査について、確認・修正結果を設計図面、設計計算書及び数量計算書に書き込み、それらを残す等、照査の根拠となる資料を示すことができる照査方法で行う。
- 成果品納入時における照査報告において、設計図面等における照査の根拠となる資料を示すことができるものを提示する。
(成果品として納める必要はないが、照査報告書および打合せ記録簿に資料の提示の有無を記載)

【例】作成した資料に、

- ①確認マークを黄色に、
- ②修正箇所の訂正を赤文字に、
- ③修正結果の確認マークを青色で行う。

赤・黄チェックの事例

橋軸方向	タイプⅠの設計震度、分担重量				タイプⅡの設計震度、分担重量			
	CⅠzkhco	khg	0.4CⅠz	Wu(kn)	CⅡzkhco	khg	0.4CⅡz	Wu(kn)
正方向	-1.0231	0.50	0.40	10,900.00	-1.1969	0.80	0.40	11,000.00
	1.02 ✓				1.20 ✓			

橋軸直角方向	タイプⅠの設計震度、分担重量				タイプⅡの設計震度、分担重量			
	CⅠzkhco	khg	0.4CⅠz	Wu(kn)	CⅡzkhco	khg	0.4CⅡz	Wu(kn)
正方向	-1.0666	0.50	0.40	10,900.00	-1.2506	0.80	0.40	11,000.00
	1.07 ✓				1.25 ✓			

CⅠzkhco : 地域別補正係数×設計水平震度(タイプⅠ)の標準値
CⅡzkhco : 地域別補正係数×設計水平震度(タイプⅡ)の標準値
khg : 地番面における設計水平震度
0.4CⅠz : 道示(解7.4.1)を適用したときの設計水平震度(タイプⅠ)
0.4CⅡz : 道示(解7.4.1)を適用したときの設計水平震度(タイプⅡ)
Wu : 橋脚が支持している上部工重量

【例】作成した資料に、
①確認マークを黄色に
②修正箇所の訂正を赤文字に
③修正結果の確認マークを青色で行う

- 業務実施上の課題を迅速・明瞭に解決するため、受発注者が揃って議論する場を制度化したもの。



業務推進審査会の概要

【出席者】

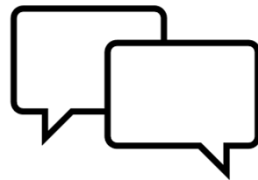
発注者	受注者
● (技)副所長 ● 発注担当課長 ● 主任調査員 等	● 管理技術者 ● 照査技術者 等

【審査項目】

- ◆ 設計工種の追加等、大規模な業務内容の変更
- ◆ 工程に影響を及ぼす規模の業務遅延への対処など

【実施時期】

- ◆ 受注者からの開催要請時
- ◆ 発注者発議の契約変更時 等



変更項目の例

- 事業計画変更に伴う業務範囲の追加・拡大
- 第三者(外部)に起因した設計条件の確定遅延に伴う履行期限延伸

効果

- 適切な変更契約の実施
(増額、履行期限延伸等)
- 受発注者間の意思表示の明確化
(手戻りの防止、受発注者双方の認識共有)
- 業務量の縮減
- 繰越等の円滑化

- 国土交通省 技術調査課が土木設計業務等の変更について、適正な運用を図ることを目的に「土木設計業務等変更ガイドライン」を策定し、運用しています。
- 円滑な設計変更判断・手続きがなされ、その内容理解を促す目的で、補足資料を公開。

土木設計業務等変更ガイドライン(ページ7)

2. 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

(3) 設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続 (契約書第18条第1項第四号)

○自然的な履行条件の例としては、設計する構造物の範囲の地形、水深等、また、人為的な履行条件の例としては、現地踏査を実施する場合の立入条件、適用基準等があげられる。
受注者は、設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。



受注者及び発注者は契約書第24条、第25条に基づき、「協議」により履行期間及び業務委託料を定める。

- Ex. (1) 現地の地形や地質条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なり、検討するべき項目が増えた。
(2) 詳細な地質調査の結果や、詳細な構造計算の結果、構造物の形式そのものを変更する必要があった。
(3) 業務履行中に業務対象範囲が災害で被災し、契約時の業務内容による履行が困難となった。
(4) 予定していた関係機関との行政手続時期を過ぎても手続が完了せず、土木設計業務等の続行ができなかった。
(5) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、土木設計業務等の続行ができなかった。
(6) 土木設計業務等を進めるにあたって、関係機関協議を同時並行した際、協議相手からの要望により設計が変更になった。
(7) その他、新たな制約等が発生した場合

具体的な事例

土木設計業務等変更ガイドライン補足資料(ページ8)

4) 「設計図書の履行条件相違 (設計項目の追加)」の設計変更

土木設計変更ガイドラインの関連箇所 (ページ7)
2. 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース
(3) 設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続 (契約書第 18 条第 1 項第四号)

変更事例 5 関係機関協議資料の項目追加

道路切土区間を横断する2か所の市道橋梁予備設計において、市道管理者との幅員確認を目的とした関係機関協議過程で、橋梁を1か所に集約する代替案が議題となり、橋梁添架物移設計画を含む検討案の概略図作成、概算事業費算出等の検討資料作成が必要となった。当初の関係機関協議資料作成内容は「市道幅員確認のための資料」と仕様書に記載されていたが、数量が一式計上となっていたため変更対象とならなかった。

適正な変更手続き手順

- 履行条件の相違発見** 契約書第 18 条第 1 項
➤ 受注者は、履行条件の相違「関係機関協議経緯から、当初協議目的と異なる新たな検討作業が増えた」ことを直ちに発注者に通知する。
- 調査～調査結果通知** 契約書第 18 条第 2、3 項
➤ 発注者は、打合せ等で、「当初発注項目に含まれていない追加作業 (橋梁集約案の概略図作成、事業費算出)」の必要性と内容について調査を行い、発注者は結果を受注者に通知する。
- 設計図書変更～委託料変更** 契約書第 18 条第 4、5 項、第 25 条
➤ 発注者は、「橋梁集約案の検討」について、設計図書 (特記仕様書) の訂正または変更し、受注者は契約変更協議を行い、必要に応じ業務委託料の変更手続きを行う。

ご視聴ありがとうございました